

弥富市下水道事業経営戦略

令和 7 年 3 月

愛知県弥富市

目 次

はじめに	1
第1章 公共下水道事業編	
1 事業概要	5
1-1 事業の概要	5
1-2 民間活力の活用等	6
1-3 経営比較分析表を活用した現状分析	7
2 将来の事業環境	20
2-1 行政区域内人口の予測	20
2-2 施設の見通し	21
2-3 有収水量の予測	22
2-4 水洗化率と使用料収入の見通し	23
2-5 組織の見通し	23
3 経営の基本方針	24
4 投資・財政計画（収支計画）	25
4-1 投資・財政計画（収支計画）	25
4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	26
4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント	28
別添資料1 投資・財政計画（収支計画）	32

第2章 農業集落排水事業編

1 事業概要	35
1-1 事業の概要	35
1-2 民間活力の活用等	36
1-3 経営比較分析表を活用した現状分析	37
2 将来の事業環境	50
2-1 行政区域内人口の予測	50
2-2 施設の見通し	51
2-3 有収水量の予測	52
2-4 水洗化率と使用料収入の見通し	53
2-5 組織の見通し	53
3 経営の基本方針	54
3-1 農業集落排水の役割	54
3-2 計画的で安定した農業集落排水事業の推進	54
4 投資・財政計画（収支計画）	55
4-1 投資・財政計画（収支計画）	55
4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	56
4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント	58
別添資料2 投資・財政計画（収支計画）	62

第3章 共通編

1 投資・財政計画（収支計画）に 未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	65
2 農業集落排水事業における 経費回収率向上のための使用料改定の試算	66
3 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	66
4 用語解説	67

はじめに

1 経営戦略改定理由

日本において水道や下水道等のインフラの大部分は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置する「公営企業」が運営・管理を行っており、近年全国的に、物価上昇や土木施設の大量更新時期の到来に伴う費用の増加、人口減少による使用料収入の減少等により、経営状況は厳しさを増しています。また、令和6年能登半島地震の発生等、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、下水道施設の耐震化が急務となっています。

一方、総務省は、公営企業が安定的なサービスの提供を継続できるよう、平成26年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を各公営企業に要請しました。また、平成31年3月には経営戦略の早期策定や改定に取り組むよう通知を出しています。さらに、令和4年1月25日付「「経営戦略」の改定推進について」において、経営戦略の質を高めるための取組を反映するよう通知を出しています。なお、令和6年最終改定の社会資本整備総合交付金交付要綱では、交付要件の一つに「使用料改定の必要性の検証に係る要件」があり、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定が必要となっています。

本市においても、下水道事業の経営は厳しい状況にあります。公共下水道事業については、未整備区域が残る中、限られた財源による早急な整備が求められています。また、農業集落排水事業については、整備は完了しているものの、使用料収入の増加や維持管理費等の支出の抑制といった、経営健全化の取組が求められています。

このような状況に対応すべく、本市では平成29年3月に公共下水道事業を対象とした経営戦略を策定しました。また、令和2年度には地方公営企業法を適用（法一部適用）したことや、農業集落排水事業が経営戦略を未策定であること等の状況より、経営戦略の改定を実施しました。そして今回、前回策定時からの社会情勢の変化や令和4年の総務省による上記通知を踏まえ、改めて経営戦略の見直しを行います。

なお、公営企業としての下水道事業では、事業に要するすべての経費を独立採算で賄うという完全な意味での独立採算の考え方は採っておらず、企業経営に伴う収入を基本としつつ、一般会計が負担すべき経費については一般会計等からの繰り入れが認められています。このように、公共性と独立採算制の調和が図られていることが公営企業の特徴であり、民間企業との基本的な相違になっています。

また、経営戦略の改定により、健全な経営に基づく下水道の運営に努めていきます。持続可能な開発目標であるSDGsにもある、「すべての人々（市民）の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」よう努めていきます。



図1 SDGs関連項目

2 弥富市の公共下水道事業と農業集落排水事業

本市の汚水処理は、流域関連公共下水道（日光川下流処理区）、農業集落排水（7処理区）、コミュニティ・プラント及び浄化槽によって計画されています。令和5年度末の整備面積は、流域関連公共下水道が390.9ha（全体計画548.4haの約71%）、農業集落排水が445.0ha（整備済み）となっています。

また、整備人口は、流域関連公共下水道が約23,000人、農業集落排水が約7,000人となっています。住民基本台帳人口約43,600人に対し、汚水処理人口は約36,300人であり、汚水処理人口普及率は83.3%です。

表1 公共下水道・農業集落排水事業の概要（令和5年度末現在）

処理区	下水道事業	農業集落排水事業						
		弥富北西部	広大海	鍋田	十四山北部	十四山南部	十四山西部	十四山東部
図2中の凡例								
全体計画区域面積	548.4ha	55.0ha	36.0ha	37.0ha	83.0ha	66.0ha	99.0ha	69.0ha
整備済面積	390.9ha	55.0ha	36.0ha	37.0ha	83.0ha	66.0ha	99.0ha	69.0ha
全体計画人口	28,970人	—	—	—	—	—	—	—
整備人口	22,737人	1,087人	539人	415人	1,029人	787人	1,570人	1,321人
住民基本台帳人口	43,581人							
汚水処理人口	36,292人							
汚水処理人口普及率	83.3%							

※ 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽を含む。

3 計画期間・試算期間

本経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間としています。また、整備を完了し、企業債の償還完了を含む令和46年度まで40年間の長期的な試算も行いました。

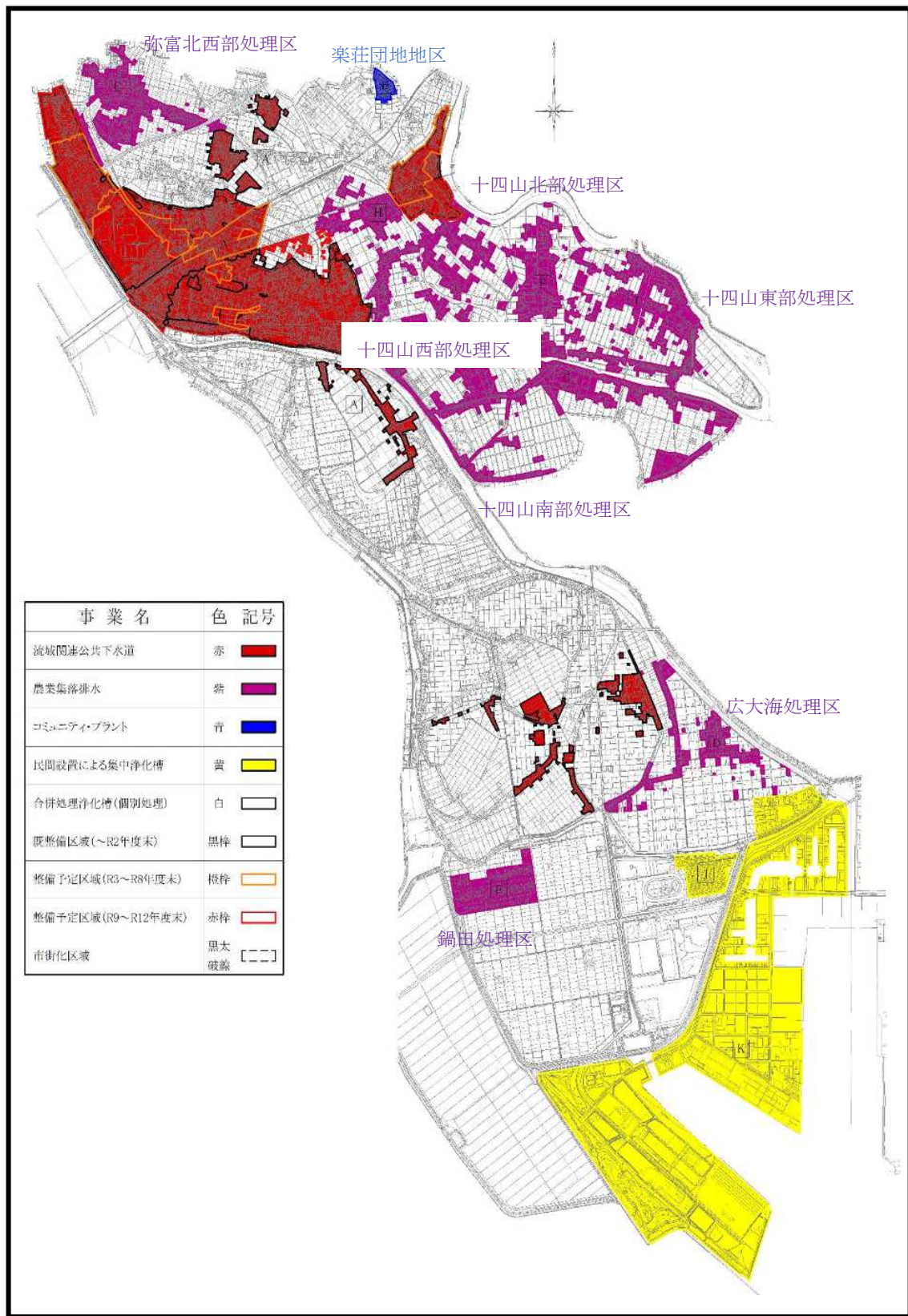


図2 公共下水道・農業集落排水事業区域（R5 年度末現在）

第 1 章

公共下水道事業編

1 事業概要

1-1 事業の概要

(1) 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (14年)	法適 ^{※1} (全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内 人口密度	54人/ha	流域下水道等への 接続の有無	日光川下流流域下水 道 ^{※2} へ接続
処理区数	1 処理区		
処理場数	無		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況 ^{※3}	使用料徴収事務を海部南部水道企業団に委託している。		

※1 「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用してない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

※2 日光川下流流域下水道の構成市町 5市2町(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、稲沢市)

※3 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道事業・農業集落排水事業及び浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

(2) 使用料(税抜き)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料	1使用月につき10m ³ まで1,500円		
	超過使用料	排除汚水量 10m ³ を超え 50m ³ まで	1m ³ につき150円	
		排除汚水量 50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき180円	
		排除汚水量100m ³ を超え500m ³ まで	1m ³ につき210円	
		排除汚水量500m ³ を超える場合	1m ³ につき240円	
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ			
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ			
条例上の使用料 ^{※4} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,000円	実質的な使用料 ^{※5} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	令和3年度 3,532円
	令和4年度	3,000円		令和4年度 3,531円
	令和5年度	3,000円		令和5年度 3,532円

※4 「条例上の使用料」とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※5 「実質的な使用料」とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)をいう。

(3) 組織

職 員 数	9人 (公共下水道事業と農業集落排水事業を運営している。)
事業運営組織	建設部下水道課 (令和2年度に経営管理グループを施設管理グループと業務グループに分割し業務配分の見直しを行っている。)

1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	水質検査業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	日光川下流流域下水道の終末処理場は水と緑の公社が指定管理者となっているが、市で管理しているのは管渠だけであるため、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	今後検討していく。
資産活用の状況	ア エネルギー利用※ ⁶ (下水熱・下水汚泥・発電等)	エネルギー利用に有効な施設がないため未検討である。
	イ 土地・施設等利用※ ⁷ (未利用土地・施設の活用等)	市で管理しているのは管渠だけであるため、未利用土地等はない。

※6 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた収入増につながる取組を指す。

※7 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く。)

1-3 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 令和4年度決算経営比較分析表（公共下水道事業）

経営比較分析表（19頁参照）においては、経常収支比率、経費回収率等、計11点の経営指標が整理されています。ここでは、本市が該当する10点の経営指標により、経営状況を示します。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均及び類似団体※8平均を用いて実施しました。

※8 総務省にて地方公共団体を3つの指標（処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数）にて分類。本市と同じ分類は本市以外に3団体で、以下のとおりである。

愛知県愛西市、清須市

愛媛県砥部町

表1-1 類似団体分類表

処理区域内 人口区分	処理区域内 人口密度区分	供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数	備考
政令市等			政令市等	21	
10万以上	100人/ha以上		Aa	33	
	75人/ha以上		Ab	30	
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46	
		30年未満	Ac2	2	
	50人/ha未満		Ad	59	
3万以上	100人/ha以上		Ba	8	
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25	
		30年未満	Bb2	2	
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63	
		30年未満	Bc2	12	
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158	
30年未満		Bd2	23		
3万未満	75人/ha以上		Ca	3	
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25	
		15年以上	Cb2	22	
		15年未満	Cb3	4	弥富市含む
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153	
		15年以上	Cc2	150	
		15年未満	Cc3	19	
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122	
		15年以上	Cd2	186	
15年未満		Cd3	11		
合 計				1,177	

（１）経営の健全性・効率性

ア 経常収支比率

当該指標は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となる必要があります。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

本市の経常収支比率は100%を超えており、全国平均や類似団体平均と同等となっています。今後についても100%以上を維持していく必要がありますが、一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、経常収益の増加（適正な使用料設定）、経常費用の縮減により、経費回収率の向上を図る必要があります。

なお、令和4年度決算において、収益的収支における繰入金合計241,149千円のうち、基準内が194,673千円（81%）、基準外が46,476千円（19%）です。

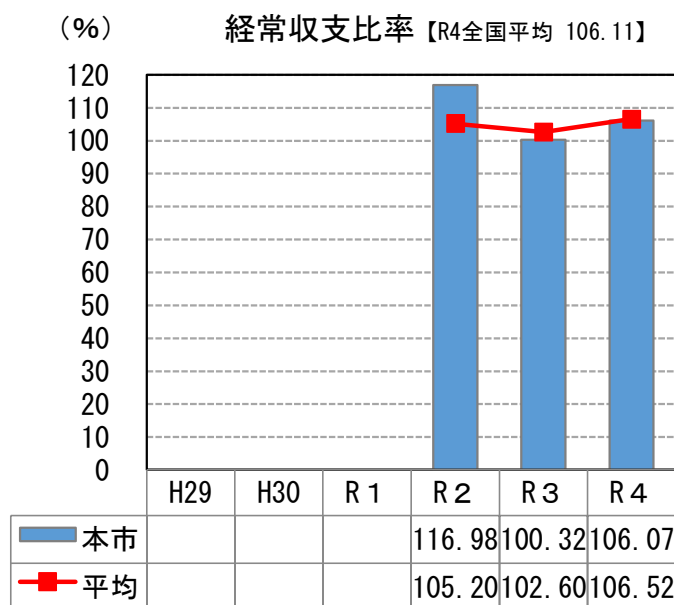


図1-1 経常収支比率の推移

※9 地方公営企業法の適用前であるR1以前については、収益的収支比率という別の指標となるため、ここでは地方公営企業法の適用後であるR2以降について示す。

※10 図中の「平均」は、類似団体区分Cb3に属する4団体の平均値を表す（次頁以降も同様）。

※11 全国平均値（Cb3以外の区分も含む）については、図中で【R4全国平均】と示す（次頁以降も同様）。

イ 累積欠損金比率

当該指標は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していないことを表す0％であることが求められます。

$$\text{累積欠損金比率} = \text{当年度末処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$$

本市においては、累積欠損金が発生しておらず、本指標の視点からは経営の健全性に課題はありません。接続促進による水洗化率の向上はありますが、将来的な人口減少に伴う使用料収入の減少、維持管理費等の高騰が想定される中、今後も欠損金なしを維持できるように経営改善の検討が必要です。

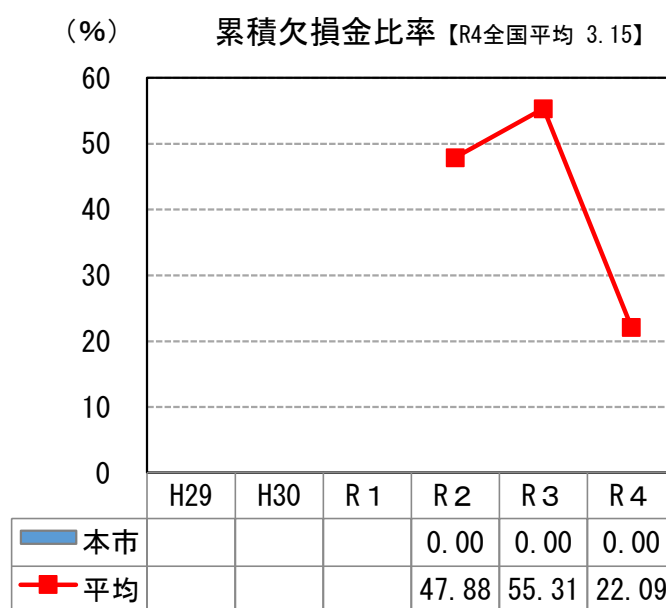


図1-2 累積欠損金比率の推移

ウ 流動比率

当該指標は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標については、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

本市の流動比率は116%程度であり、全国平均を上回っていますが、類似団体平均を下回っています。当該指標が100%を超えていることから、1年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金等がある（現金化できる資産がある）状況を示しています。

建設改良費に充てる新規の企業債借入が償還元金を上回っていることから、下水道整備期間においては低い水準となることが見込まれます。一方で、単年度工事の平準化等、企業債の借入抑制に努める必要があります。

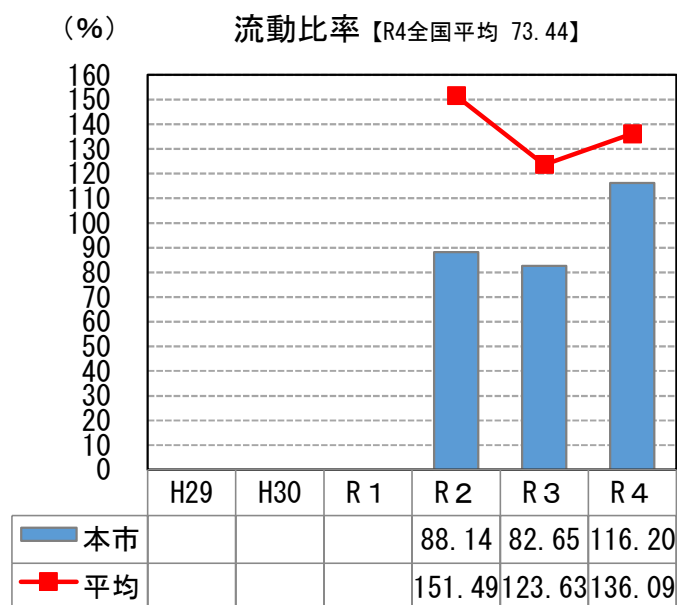


図1-3 流動比率の推移

エ 企業債残高対事業規模比率

当該指標は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標の明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = (\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{参考：企業債残高対事業規模比率(法適用前)} \\ = \text{地方債現在高合計} \div \text{営業収益} \times 100 \end{array} \right)$$

本市の企業債残高対事業規模比率は1,100%程度となっており、全国平均を上回っている一方で、類似団体平均を下回っています。今後、接続促進による使用料収入の増加がありますが、人口減少による使用料収入減少、建設工事による新規企業債及び資本費平準化債の借入による地方債現在高の増加があるため、1,000%前後を推移すると推察されます。

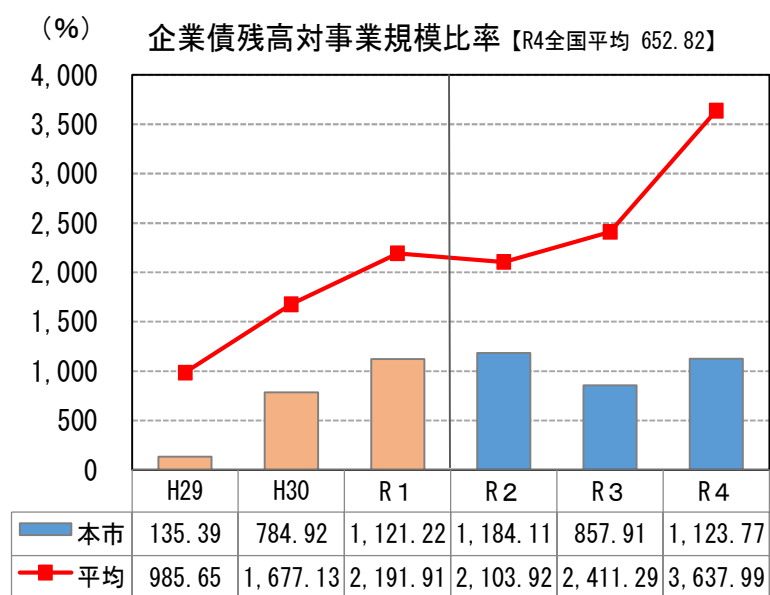


図1-4 企業債残高対事業規模比率の推移

※12 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。
(法適用前のR1以前を橙色で示す(次頁以降も同様)。)

オ 経費回収率

当該指標は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上となる必要があります。

$$\text{経費回収率} = \text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費（公費負担分※13を除く）} \times 100$$

本市の経費回収率は90%程度となっており、類似団体平均を上回っている一方で、全国平均を下回っています。将来的な人口減少に伴う使用料収入の減少、維持管理費等の高騰が想定される中、下水道接続の促進による使用料収入の増加や不明水対策による汚水処理費の減少等、100%以上となるよう今後も経費回収率の向上に努めていく必要があります。

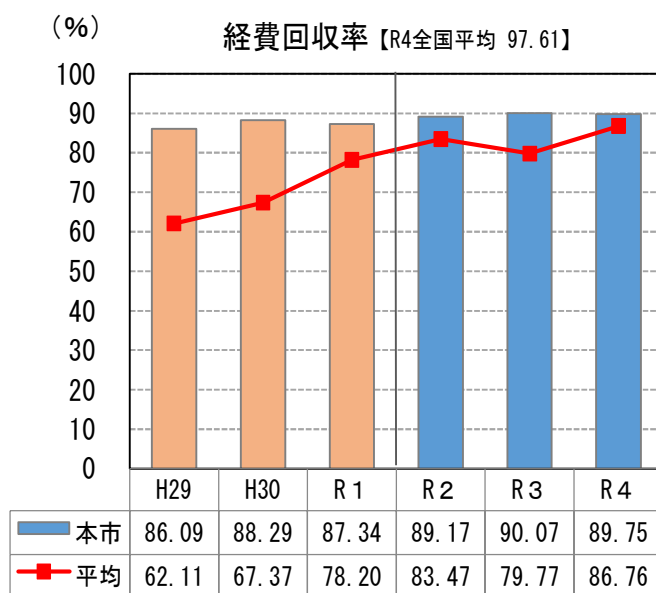


図1-5 経費回収率の推移

※13 公費負担分とは、地方公営企業の繰出基準に基づく基準内繰入額を指す。分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費等の基準がある。

※14 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。

カ 汚水処理原価

当該指標は、有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標の明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \div \text{年間有収水量}$$

本市の汚水処理原価は、法適用前において減少傾向にあったのが、法適用後は200円/m³程度の推移となっており、全国平均及び類似団体平均よりも高くなっています。前記の経費回収率が100%未満であることを踏まえ、建設投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による経営改善に取り組む必要があります。

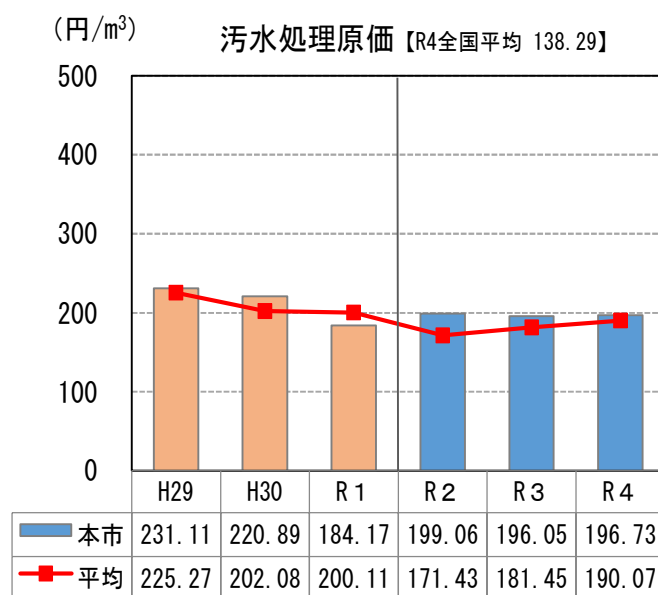


図1-6 汚水処理原価の推移

※15 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。

キ 水洗化率

当該指標は、現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して下水道を利用している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

本市における令和4年度の水洗化率は約50%であり、類似団体平均や全国平均と比べて低い水準となっています。なお、本市では啓発活動等の接続促進を実施し、水洗化人口は向上していますが、順次供用開始区域の拡大をしていることから、概ね横這いとなっています。

水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、下水道接続の推進活動に引き続き取り組んでいくことが望まれます。

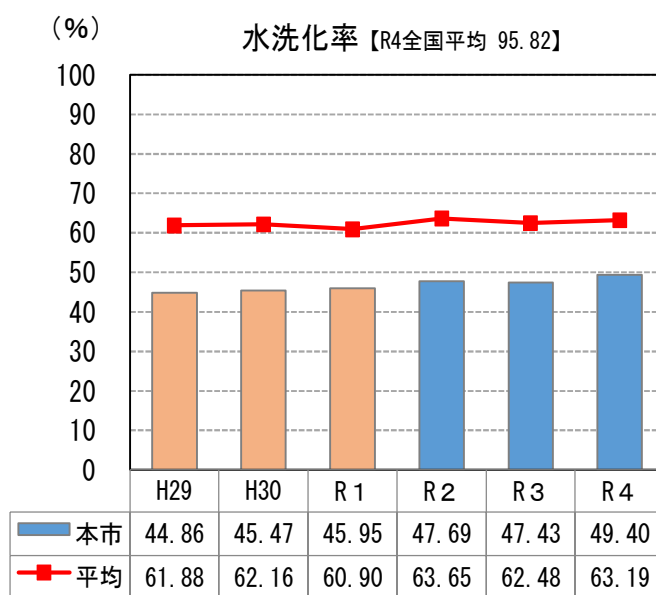


図1-7 水洗化率の推移

（２）老朽化の状況

ア 有形固定資産減価償却率

当該指標は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を示しています。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

本市の有形固定資産減価償却率は5.57%となっており、全国平均や類似団体平均を下回っています。本市では令和2年度に法適用したばかりであり、帳簿原価（令和元年度末価額）に対する減価償却累計額の割合が小さくなっています（次頁イメージ図参照）。今後は減価償却累計額が年々増加し、将来の改築（更新・長寿命化）が必要な資産が多くなっていくと予想されます。

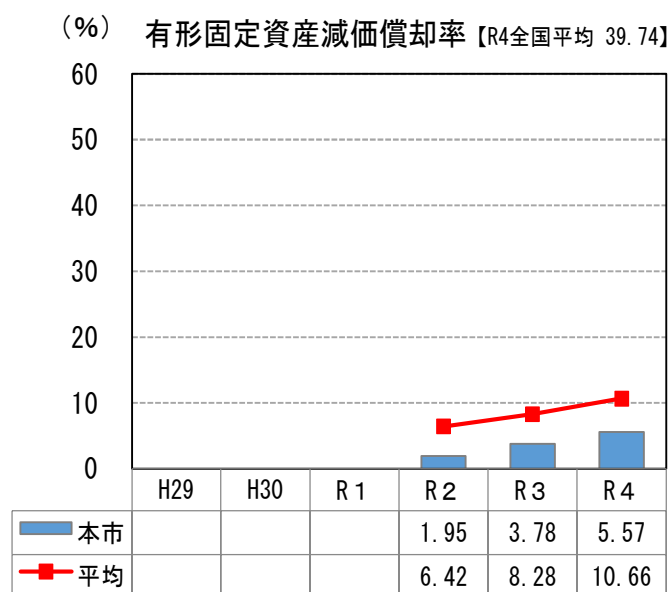
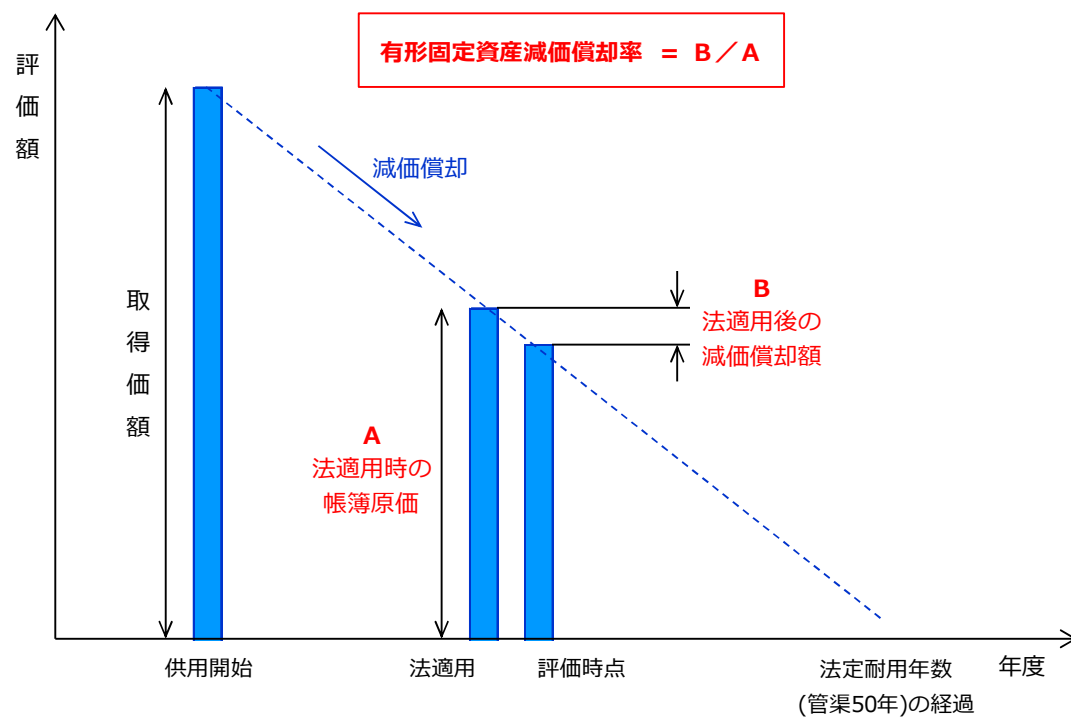


図1-8 有形固定資産減価償却率の推移



Aは今後も固定であり、Bの累計額が経年的に大きくなっていき、耐用年数に近い資産の割合が大きくなる。
(資産の老朽度合いや改築の必要性を間接的に表している。)

図1-9 有形固定資産減価償却率のイメージ

イ 管渠老朽化率

当該指標は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{管渠老朽化率} = \text{法定耐用年数を経過した管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$$

本市の下水道事業は、平成14年度に事業着手・平成15年度より整備を開始しており、令和5年度末まで全体計画区域の約71%に当たる390.9haの整備が完了している。令和6年現在で整備開始より20年程度であり、法定耐用年数50年を超えた管渠はないため、管渠老朽化率は0%となっています。

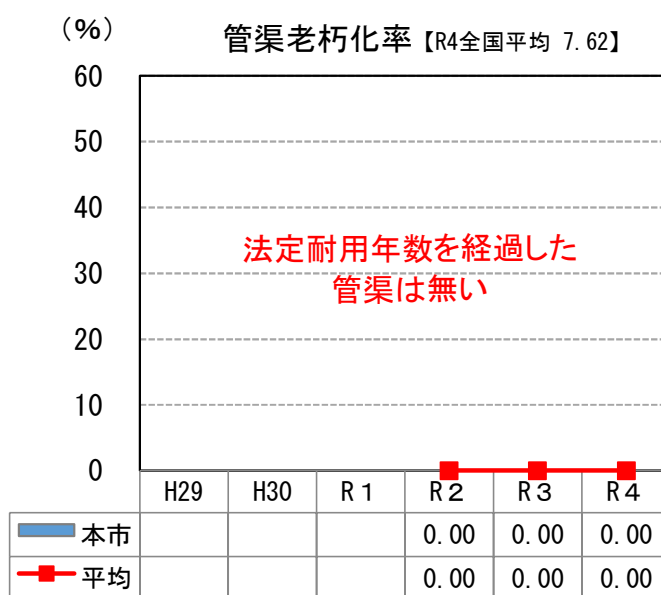


図1-10 管渠老朽化率の推移

ウ 管渠改善率

当該指標は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、数値が2 %の場合、すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$$

本市における令和4年度の管渠改善率は0.33%であり、布設総延長の増加等により前年度と比べ数値は低下していますが、一部管渠にクラックが見られることから、順次更新しています。

平成15年度から管渠等の整備を行っており、整備から年数が経っていないことから、老朽化はあまり進んでいません。定期的に点検・調査を行い、長寿命化に努めます。

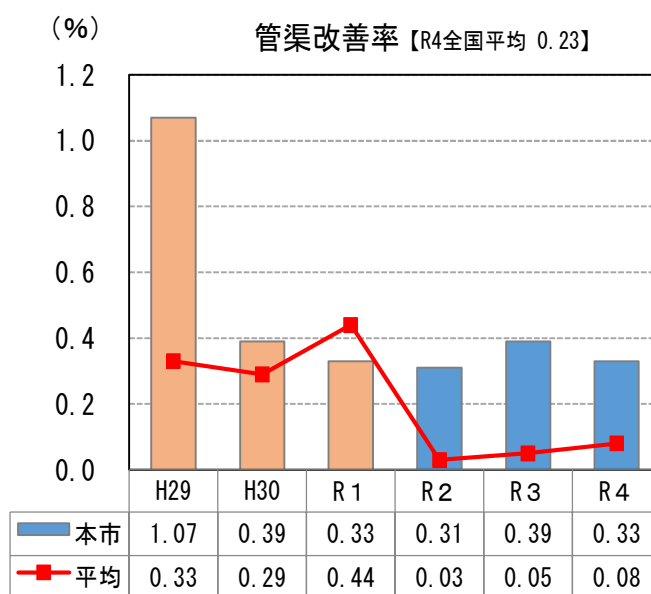


図1-11 管渠改善率の推移

經營比較分析表（令和4年度決算）

調査市	調査名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
愛知県	法道用	下水道事業	公共下水道	Q33	非設置
	資金不足出現(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡より整理料金(円)
	-	38.17	48.93	88.24	3,300

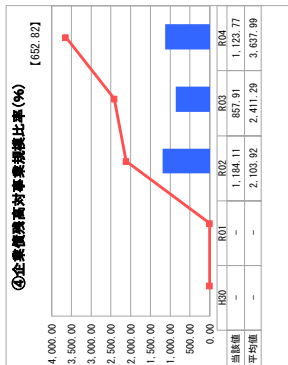
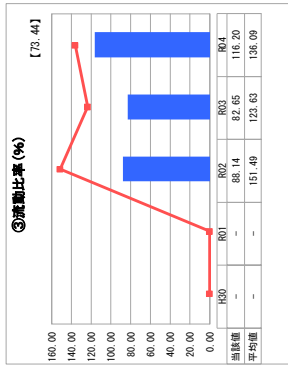
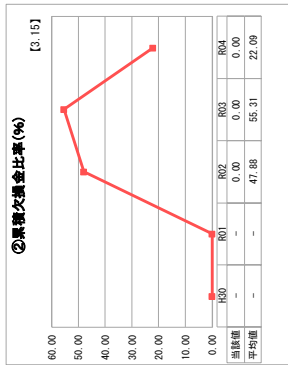
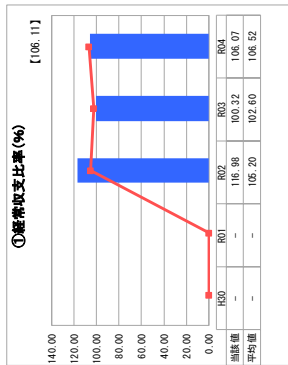
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
43,861	49.11	893.12
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
21,421	3.74	5,727.54

ガラス凡例

- 蓝色 团体图 蓝色 (当被选中)

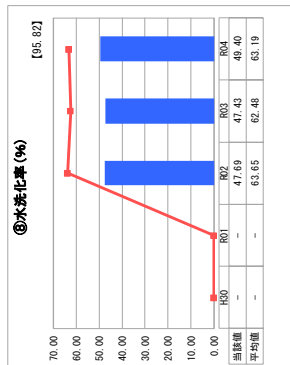
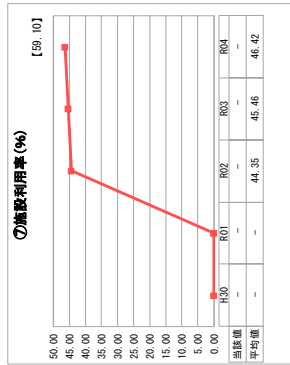
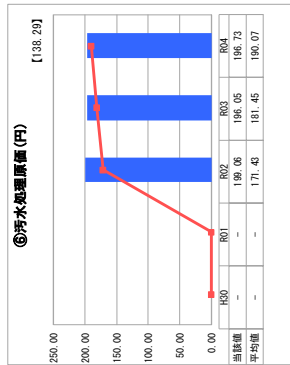
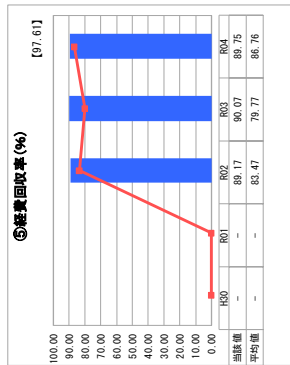
案例分析

1. 杜博友・杜全慶の祖継



1. 21世紀にむけての国際社会・社会政策の動向

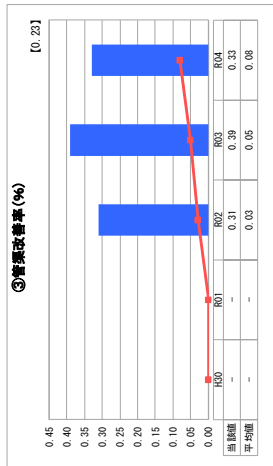
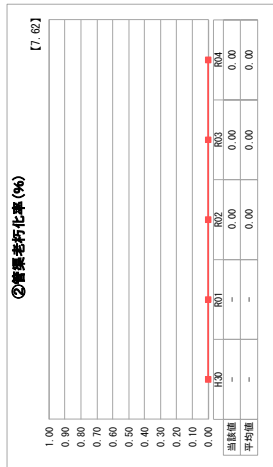
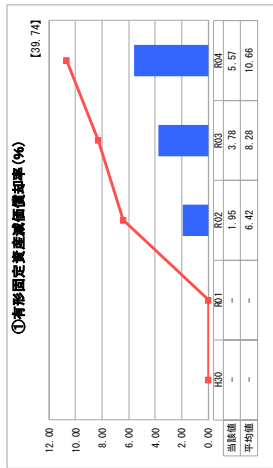
- [illegible]



2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却費
全国平均及び類似団体平均値以下数値が下回っている。
- ③管理費増率
全国平均及び類似団体平均値より数値が下回っている。一部事業に小さな差額がみられることから、整備を進めている。平成15年度から年数等調整を行っており、差額から年数がたっているところが多い。老朽化はあまり進んでいない。定期的に検査する令和6年度以降には81%を利用した維持管理計画を、システム等の構築・修繕の活用を押し進め、今後も効果的なものに努める。

2. 老朽化の状況



站體安全

平成22年3月末の供用開始から13年を経過して、令和2年度までの供給に向けて現在も供用区域の拡大を行っている。

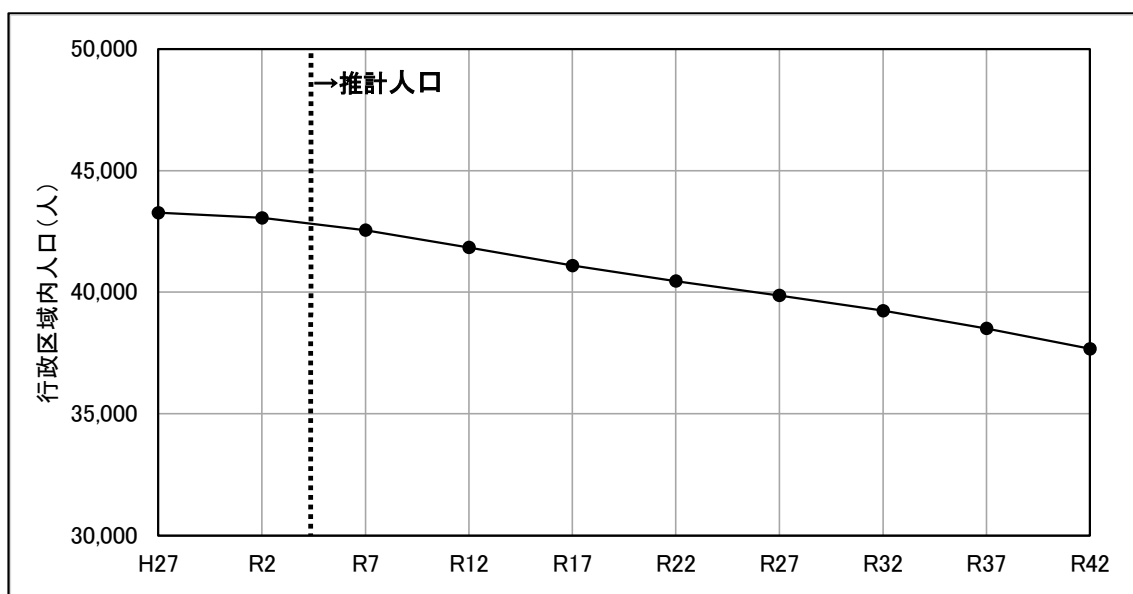
30年事業から特定環境保全公共下水道事業と、平成30年度末に附合した平成25年1月1日から公営企業水道事業に統合された令和2年度に経営戦略策定、令和6年度に経営戦略改定と経営の節減方法について検討を予定している。新規起債の発行による数値の低下に注意を払いながら、稼働促進により、各年度の改善を進める。

※「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2 将来の事業環境

2-1 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「弥富市人口ビジョン 令和6年3月」による推計人口を採用しました。この推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に施策効果を見込んで推計したもので、第2次弥富市総合計画に採用した推計人口です。この推計は、現況値より減少を続ける推計となっており、令和7年に42,551人である人口は、令和17年には41,099人となり、10年間で1,450人程度減少する推計結果となっています。



出典)「弥富市人口ビジョン 令和6年3月」

図1-12 行政区域内人口推計結果

表1-2 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績		推計							
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人口(人)	43,269	43,059	42,551	41,845	41,099	40,460	39,867	39,242	38,504	37,674
倍率(R2年=1)	-	1.000	0.988	0.972	0.954	0.940	0.926	0.911	0.894	0.875

2-2 施設の見通し

弥富市では日光川下流流域下水道へ接続しているため、市の管理する処理場・ポンプ場はありません。よって、ここでは管渠について示します。

(1) 現状

弥富市公共下水道の管渠整備は、令和5年度までに全体計画区域548.4haの約71%の整備が完了しています。令和4年度の汚水適正処理構想における市街化調整区域の大幅な削減も踏まえ、整備率は増加していますが、今後も引き続き鋭意整備を進めていきます。

表1-3 公共下水道事業整備済面積（令和5年度末現在）

	全体計画区域	整備済区域		
		市街化区域	市街化調整区域	計
面積(ha)	548.4	301.4	89.5	390.9
割合(%)	100	55	16	71

(2) 今後の予定

ア 新規整備

年度ごとの整備面積や概算事業費※16を以下に示します。令和7年度は16.7ha/年、それ以降は12.5ha/年程度のペースで整備を行う予定です。

なお、車新田地区の市街化調整区域（20.2ha）において、令和16年度より土地区画整理事業による市街化区域への編入・下水道区域の追加が予定されていることから、当該開発区域を将来の下水道計画区域として見込みます。

表1-4 公共下水道整備の概算事業費

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
整備面積(ha)	16.7	12.5	12.5	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
整備費用 (百万円)	614	476	480	484	488	492	496	500	504	483

※16 概算事業費は翌年度の設計費を含む。

※17 物価上昇を考慮する。

※18 開発区域を除く。

イ 改築

年度ごとの管路施設の改築費用を以下に示します。

令和4年度に策定した弥富市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を行う予定です。

表1-5 管路施設の改築事業費

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改築費用 (百万円)	18	10	14	27	28	28	28	28	29	29

※19 物価上昇を考慮する。

2-3 有収水量の予測

有収水量は、下水道整備面積の増加、接続人口の増加の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- (1) 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- (2) 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に51%から62%へ上昇するものとして算定しました。
- (3) 流入汚水量は、1人当たりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値としました。
- (4) 有収水量は、流入汚水量と有収率（令和5年度実績）を基に算定しました。



※20 行政区域内人口は、令和7年にピークとなる見込みだが、それ以降も下水道整備や水洗化が進捗することにより、有収水量は増加する見込みである。

図1-13 有収水量と整備面積の予測結果

表1-6 各種水量と整備面積※21の予測結果

項目		R7	R16	R26	R36	R46
流入汚水量 (m³/日)	日平均	3,909	5,966	7,085	7,510	7,777
	日最大※22	5,212	7,955	9,447	10,013	10,369
有収水量(m³/日)		3,460	5,250	6,223	6,593	6,825
整備済み面積(ha)		414	546	569	569	569

※21 整備面積は本計画策定時（令和6年度）の予定である。

※22 日最大流入汚水量は、日平均流入汚水量を0.75（全体計画における負荷率）で除した値である。

2-4 水洗化率と使用料収入の見通し

これまでと同様に下水道接続の啓発を行うことにより、水洗化率は目標年度である令和16年度に62%程度に達すると推定しました。使用料収入は、有収水量に比例した伸びとなる見通しです。

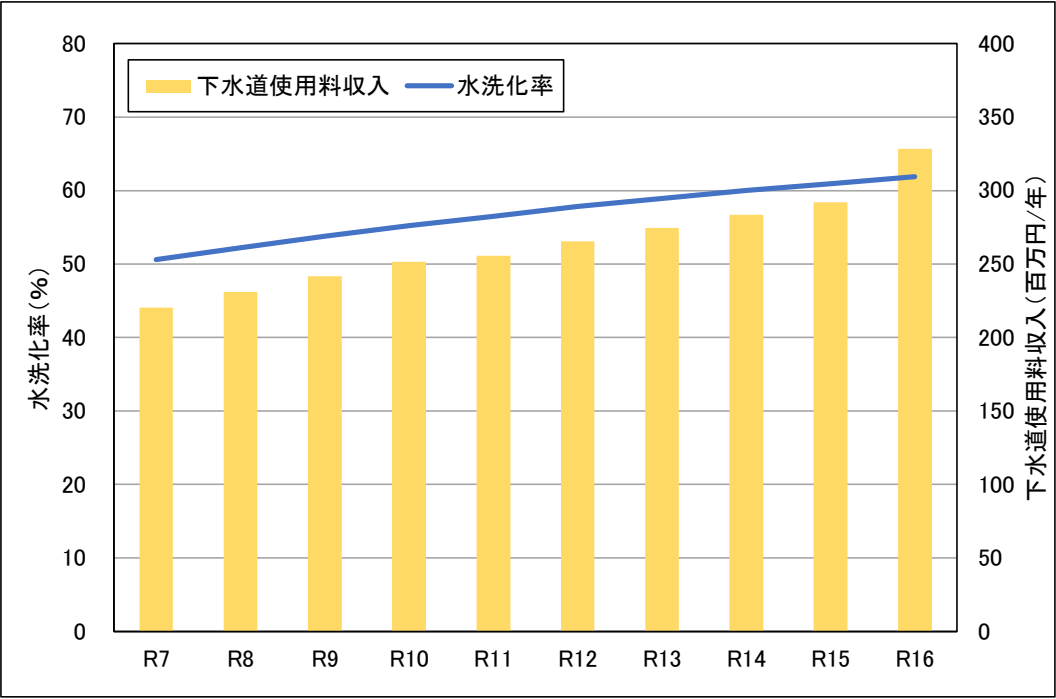


図1-14 水洗化率と使用料収入の予測結果

2-5 組織の見通し

下水道課は9人の職員で公共下水道事業と農業集落排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

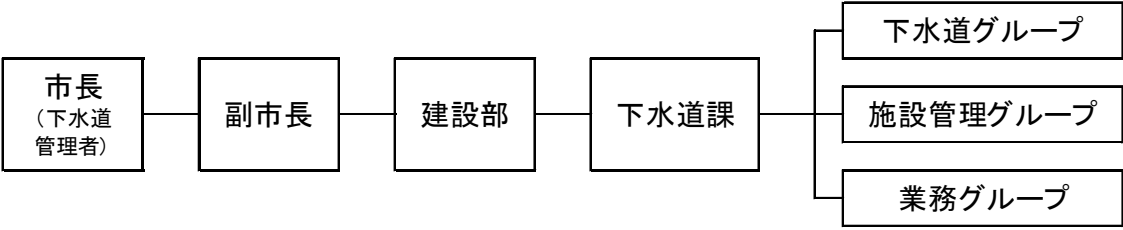


図1-15 下水道課組織図

3 経営の基本方針

公共下水道の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を持続させるため、以下4つの基本方針を掲げます。

適切で計画的な事業執行	これまでの建設投資に伴う企業債及び下水道整備に係る費用等により厳しい経営となっておりますが、限られた財源の中、適切な事業計画と財政計画を基に経営を行います。
効率的な事業執行	業務の効率化とコスト削減に取り組めます。
収入の確保と負担の適正化	財政基盤の強化のため、接続促進向上による収入の確保と他会計繰入金の適正化を図ります。 収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国庫補助金や企業債の資金を適切に調達します。 公共下水道等使用料徴収事務に関することは、平成22年度に海部南部水道企業団と協定を結んでおり、使用料の収納率向上を図っていきます。
水洗化の促進	公共用水域の水質保全のため、接続促進のための資料の各戸配布や戸別訪問を行い、さらに下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度により、未接続者への接続促進に努めていきます。

4 投資・財政計画（収支計画）

4-1 投資・財政計画（収支計画）

（1）経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率の向上	公共下水道事業は本市の発展に大きく貢献するものであり、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。回収すべき経費は未だ回収しきれていませんが、経費回収率は令和4年度で90%程度となっています。（参考：類似団体平均は約87%）しかし、計画期間内は100%以上で推移する見込みとなっています。
水洗化率の向上	本市の公共下水道事業の水洗化率は、近年上昇傾向にあり、令和4年度末で49%程度に達しています。（参考：類似団体平均は約63%）今後も徐々に上昇し、計画期間内には62%程度になると予測しています。整備済み区域については水洗化率100%を目指します。
他会計繰入金の抑制	公共下水道事業はその公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金（基準外繰入）の抑制に努めます。

（2）投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」を、32及び33頁に示します。

4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用（建設改良費）と、企業債償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費	管路施設の整備費用、改築費用、流域下水道建設負担金及び職員給与費を計上しています。
企業債償還金	令和6年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費及び償還元金の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については、以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料収入	有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。
国（県）補助金	国（県）による補助金等が見込める事業（主に建設事業）に関しては、補助金等を見込んでいます。
他会計繰入金	一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。
長期前受金戻入	固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定に当たって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

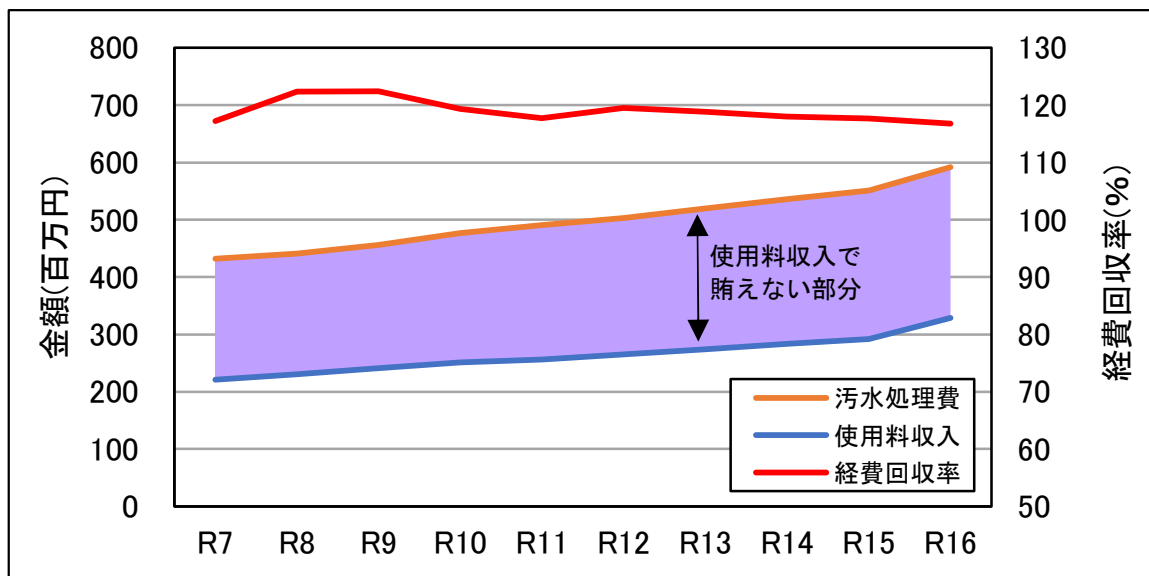
営業費用（職員給与費）	公共下水道事業は整備中であり、資本的支出及び収益的支出への計上を行っています。職員数の増減は予測が困難ですが、実績平均値により将来値を推計しています。
営業費用（その他）	主に施設の維持管理費を計上しています。汚水処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量当たりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来値を推計しています。
減価償却費	減価償却費は、下水管渠等の長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分して算出しています。 企業債償還金と同様に令和6年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和7年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した投資・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、投資・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

（1）経費回収率の推移

下水道事業の経費回収率は、計画期間当初より概ね100%以上となります。経費回収率は、使用料収入を污水处理費^{※23}（污水資本費＋維持管理費）で除して算定していますが、この污水处理費からは、一般会計から繰り入れる費用である公費負担分を除いています。この繰り入れる費用は、総務省による繰出基準に基づいた基準内繰入金となっています。よって、実際に必要な污水处理費を使用料収入で賄うことはできていませんが、経費回収率は100%を超える推移となっています。



※23 経費回収率算定における污水处理費は、公費負担分を除く金額である。

図1-16 経費回収率の予測結果

(2) 建設改良費と企業債償還金の推移

公共下水道事業は、年度ごとの整備量や改築量に従い建設改良費を計上しています。令和7年度では17ha/年程度、令和8年度以降では12.5ha/年程度の整備面積を予定しており、それぞれ平準化された建設改良費を計上しています。なお、企業債償還金については、計画年次（R7年度～R16年度）の後、令和21年度にピークを迎え、その後は減少傾向となる見込みです。

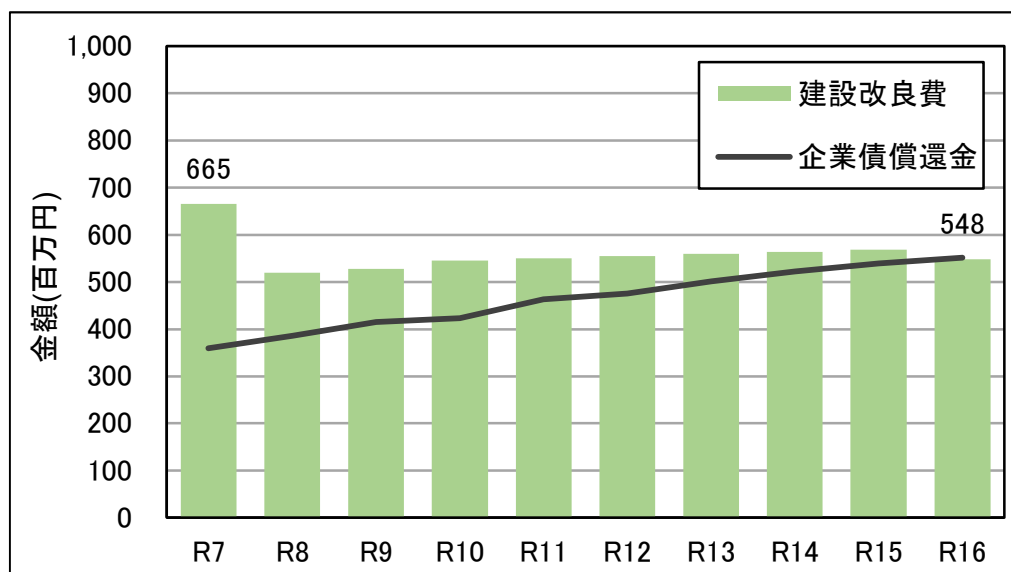


図1-17 建設改良費と企業債償還金の予測結果

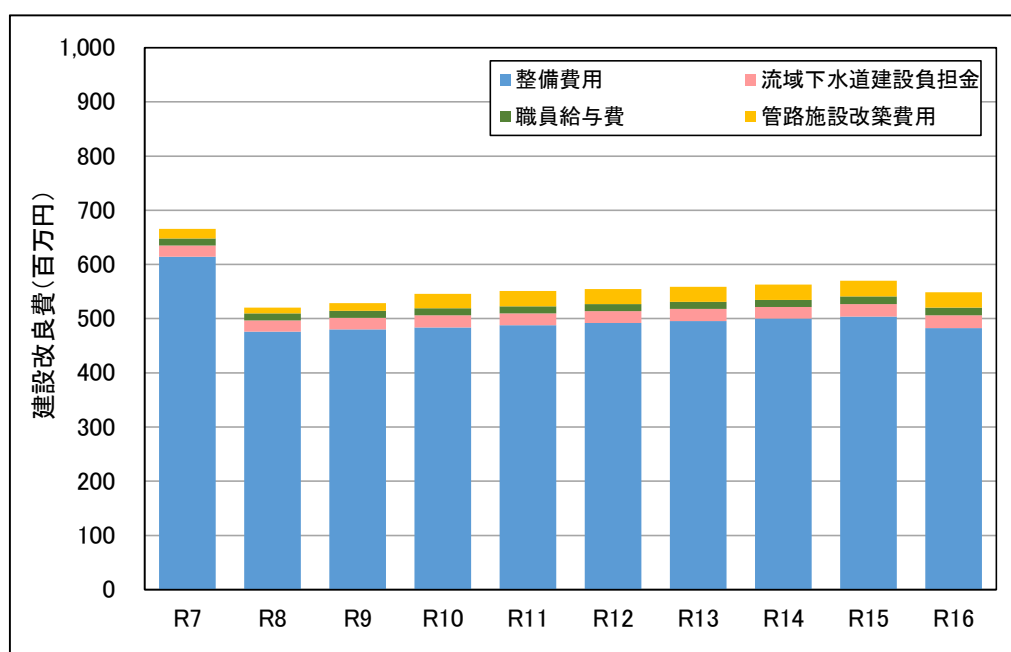


図1-18 建設改良費の内訳

（３）他会計繰入金の推移

本計画における他会計繰入金は、毎年300百万円程度で推移しており、計画年次（R7年度～R16年度）後にピークを迎えた後は減少傾向となる見込みです。

使用者負担の原則によれば、収益的収支において、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、公共下水道事業は、企業債償還金の増大による収支の不足分を他会計繰入金で補っているのが現状です。なお、企業債償還金の元金は資本的支出、利子は収益的支出に計上されます。

資本的収支においては、整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。

しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

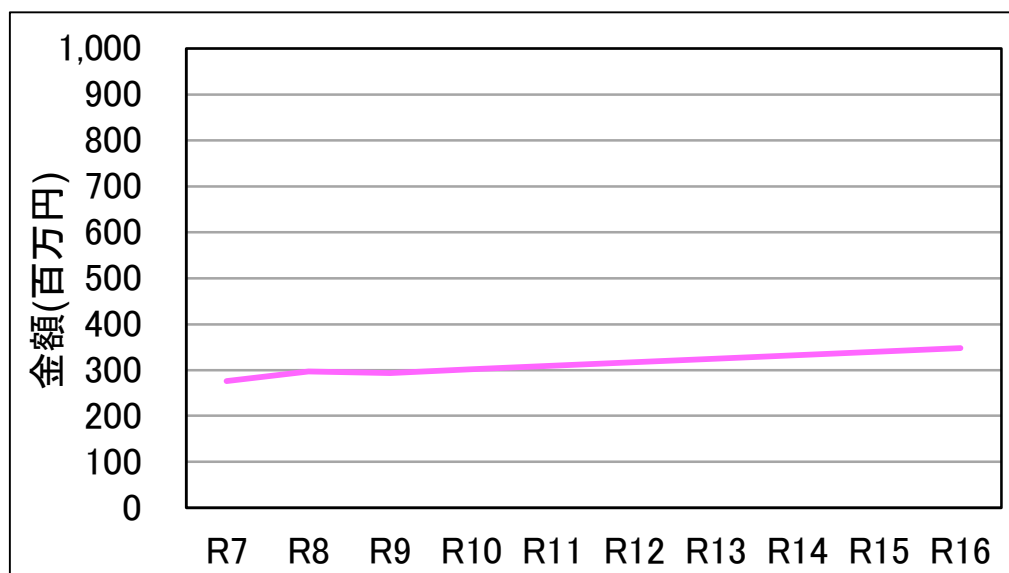


図1-19 他会計繰入金の予測結果

表1-7 他会計繰入金の予測結果

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道事業（百万円）	276	298	293	302	310	318	325	333	340	348
農業集落排水事業（百万円）	130	139	138	132	133	137	137	136	136	135
合計（百万円）	406	437	431	434	443	455	462	469	476	483

（２）建設改良費と企業債償還金の推移、（３）他会計繰入金の推移及び維持管理費の各項目をまとめた図を次頁に示します。計画期間内においては、各投資額が増加傾向となる見込みです。

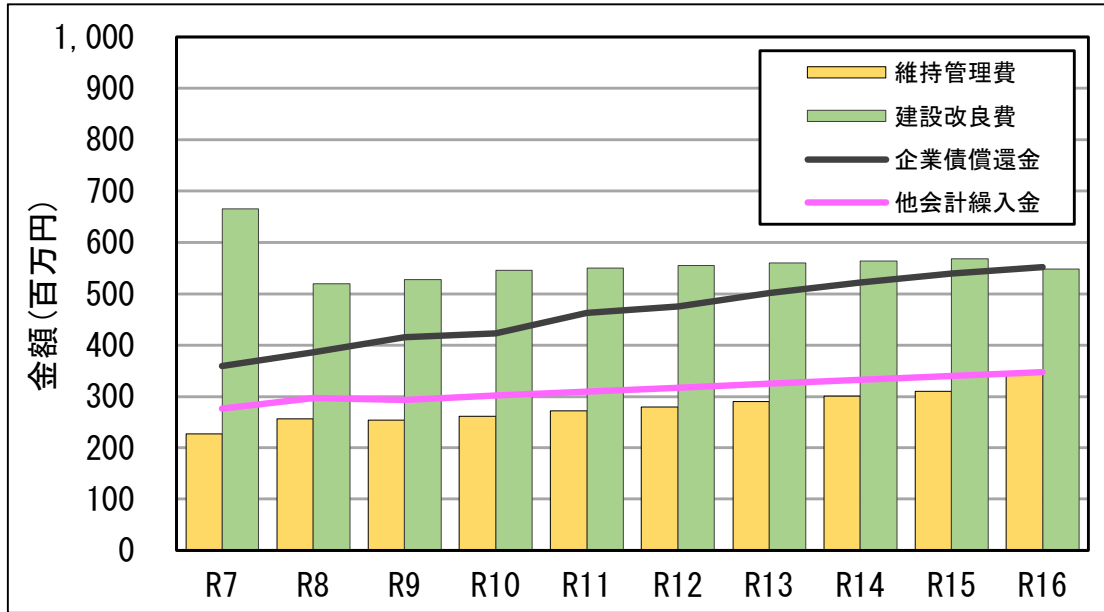


図 1-20 各項目の推移

区分	年度	(単位:千円、%)											
		本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収入の益	1. 営業収益 (A)	210,842	220,494	230,920	241,714	251,564	255,651	265,397	274,409	283,526	292,066	328,272	
	(1) 料工事収益 (B)	210,842	220,494	230,920	241,714	251,564	255,651	265,397	274,409	283,526	292,066	328,272	
	(2) 受託工事収益 (C)												
収入の益	2. 営業外収益 (D)	372,271	372,736	403,897	395,227	406,697	417,355	428,330	439,004	449,715	460,356	470,676	
	(1) 補助金 (E)	243,754	243,695	270,490	252,388	266,575	273,917	281,549	288,852	296,166	303,392	310,448	
	(2) その他補助金 (F)	237,834	243,307	264,905	259,011	266,148	273,550	281,141	288,507	295,774	302,936	310,066	
収入の益	(3) 長期前受金 (G)	96,595	99,141	103,507	106,939	110,222	113,538	116,881	120,252	123,649	127,074	130,528	
	(1) 収入 (H)	583,113	593,230	634,817	637,941	658,261	673,006	693,727	713,413	733,241	752,422	799,148	
	(2) 業費与 (I)	489,384	498,374	539,766	546,367	563,220	583,443	601,164	620,885	641,081	661,037	705,224	
収入の益	(1) 職員退給 (J)	10,645	10,480	10,680	10,770	10,860	10,950	11,040	11,130	11,220	11,310	11,400	
	(2) 退職給付 (K)	9,886	9,720	9,920	10,010	10,100	10,190	10,280	10,370	10,460	10,550	10,640	
	(3) その他 (L)	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760	760	
支出の益	(1) 経費 (M)	208,818	216,540	245,904	243,234	250,858	261,113	268,966	278,779	288,866	298,833	332,851	
	(2) 修繕費 (N)	164	165	176	186	197	206	216	226	236	244	278	
	(3) 材料費 (O)	6,254	2,013	2,052	2,069	2,086	2,103	2,121	2,138	2,155	2,173	2,190	
支出の益	(1) 減価償却 (P)	199,400	214,362	243,676	240,979	248,375	258,804	266,649	276,415	286,575	296,416	330,383	
	(2) 営業外費用 (Q)	272,920	271,354	283,182	292,363	301,702	311,360	321,138	330,976	340,895	350,894	360,973	
	(1) 支払利息 (R)	83,386	76,354	78,039	78,860	79,944	80,987	82,164	83,063	83,808	84,396	86,901	
支出の益	(2) その他 (S)	78,114	71,054	72,739	73,560	74,844	75,687	76,884	77,763	78,508	79,096	79,601	
	(1) 計出 (T)	572,770	574,728	617,805	625,227	643,164	664,430	683,328	703,848	724,889	745,433	790,125	
	(2) 常損 (U)	10,343	18,502	17,012	12,714	15,097	8,576	10,399	9,465	8,352	6,989	9,023	
特別増減	(1) 特別増減 (V)												
	(2) 特別増減 (W)												
	(3) 特別増減 (X)												
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(1) 繰越利益剰余金 (Y)	10,343	18,502	17,012	12,714	15,097	8,576	10,399	9,465	8,352	6,989	9,023	
	(2) 繰越利益剰余金 (Z)	129,940	139,442	156,454	169,168	184,265	192,841	203,240	212,705	221,057	228,048	237,069	
	(3) 繰越利益剰余金 (AA)	334,297	331,480	303,285	298,722	268,962	245,400	223,381	200,162	175,564	149,336	126,264	
流動負債	(1) 未収金 (AB)	57,141	58,749	60,487	62,286	63,928	64,609	66,233	67,735	69,255	70,678	76,712	
	(2) 未収金 (AC)	301,075	326,595	353,950	384,458	393,254	433,839	446,382	472,959	494,934	512,769	530,966	
	(3) 建設改良費 (AD)	264,495	287,893	312,965	341,888	348,715	397,449	398,653	423,500	443,713	459,847	471,905	
繰上り未償入金	(1) 未償入金 (AE)	36,580	38,702	40,985	42,570	44,539	46,390	47,729	49,459	51,221	52,922	59,061	
	(2) 未償入金 (AF)												
	(3) 未償入金 (AG)												
累積欠損金比率 ((A)-(B) / (A) × 100)	(1) 累積欠損金比率 (AH)	57	63	68	70	73	75	77	78	78	78	72	
	(2) 累積欠損金比率 (AI)												
	(3) 累積欠損金比率 (AJ)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L)	(1) 地方財政法による (AL)												
	(2) 地方財政法による (AM)	210,842	220,494	230,920	241,714	251,564	255,651	265,397	274,409	283,526	292,066	328,272	
	(3) 地方財政法による (AN)												
健全化法施行令第16条により算定した (N)	(1) 健全化法による (AN)												
	(2) 健全化法による (AO)												
	(3) 健全化法による (AP)												
健全化法施行令第17条により算定した (P)	(1) 健全化法による (AP)	203,101	210,842	220,494	230,920	241,714	251,564	265,397	274,409	283,526	292,066	328,272	
	(2) 健全化法による (AQ)												
	(3) 健全化法による (AR)												
健全化法第22条により算定した (R)	(1) 健全化法による (AR)												
	(2) 健全化法による (AS)												
	(3) 健全化法による (AT)												

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分			年 度		(単位:千円)											
資本的収入	資本的収入	資本的収入	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度			
			1. 企業債	719,500	466,136	403,013	435,139	449,322	484,115	491,325	512,126	528,237	540,217	534,332		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	うち資本費平準化債	85,000	115,680	133,290	156,464	157,235	189,607	194,396	212,776	226,467	236,027	241,460		
			2. 他会計出資金													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	3. 他会計補助金	18,166	32,857	32,638	34,207	35,786	36,085	36,384	36,698	37,011	37,324	37,499		
			4. 他会計負担金													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	5. 他会計借入金													
			6. 国(都道府県)補助金	273,800	244,451	187,823	184,593	186,116	187,639	189,163	190,686	192,209	193,733	185,900		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	7. 固定資産売却代金													
			8. 工事負担金													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	9. その他													
			計 (A)	1,011,466	743,444	623,474	653,939	671,224	707,839	716,872	739,510	757,457	771,274	757,731		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
			純計 (A)-(B) (C)	1,011,466	743,444	623,474	653,939	671,224	707,839	716,872	739,510	757,457	771,274	757,731		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	1. 建設改良費	850,065	665,083	519,391	527,752	545,846	550,370	554,894	559,418	563,940	568,464	548,366		
			うち職員給与費	15,196	12,576	12,816	12,924	13,032	13,140	13,248	13,356	13,464	13,572	13,680		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	2. 企業債借入返還金	264,495	287,893	312,965	341,888	348,715	387,449	398,653	423,500	443,713	459,847	471,905		
			3. 他会計長期借入返還金													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	4. 他会計への支出金													
			5. その他													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	計 (D)	1,114,560	952,976	832,356	869,640	894,561	937,819	953,547	982,918	1,007,653	1,028,311	1,020,271		
			資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(G)	103,094	209,532	208,882	215,701	223,337	229,980	236,675	243,408	250,196	257,037	262,540		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	1. 損益勘定留保資金	176,328	172,213	179,675	185,424	191,480	197,842	204,257	210,724	217,246	223,820	230,445		
			2. 利益剰余金処分額													
資本的収入	資本的収入	資本的収入	3. 繰越工事資金													
			4. その他	51,932	37,319	29,207	30,277	31,857	32,138	32,418	32,684	32,950	33,217	32,095		
資本的収入	資本的収入	資本的収入	計 (F)	228,260	209,532	208,882	215,701	223,337	229,980	236,675	243,408	250,196	257,037	262,540		
			補填財源不足額 (E)-(F)	△ 125,166												
資本的収入	資本的収入	資本的収入	他会計借入金残高 (G)													
			企業債残高 (H)	8,051,229	8,229,472	8,319,520	8,412,771	8,513,378	8,610,044	8,702,716	8,791,342	8,875,866	8,952,236	9,018,663		

○他会計繰入金		(単位:千円)											
区 分		年 度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	繰入金	237,834	243,307	264,905	259,011	266,146	273,550	281,141	288,507	295,774	302,936	310,066	
	うち基準内繰入金	237,834	243,307	252,447	259,011	266,146	273,550	281,141	288,507	295,774	302,936	310,066	
	うち基準外繰入金			12,458									
資本的収支	繰入金	18,166	32,857	32,638	34,207	35,786	36,085	36,384	36,698	37,011	37,324	37,499	
	うち基準内繰入金	5,011	10,118	10,288	10,114	9,304	9,208	9,132	9,204	9,276	9,348	9,420	
	うち基準外繰入金	13,155	22,739	22,350	24,093	26,482	26,877	27,252	27,494	27,735	27,976	28,079	
合 計		256,000	276,164	297,543	293,218	301,932	309,635	317,525	325,205	332,785	340,260	347,565	

○他会計繰入金

第 2 章

農業集落排水事業編

1 事業概要

1-1 事業の概要

(1) 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	弥富北西部：平成12年度（24年） 広 大 海：平成14年度（22年） 鍋 田：平成15年度（21年） 十四山北部：平成11年度（25年） 十四山南部：平成16年度（20年） 十四山西部：平成21年度（15年） 十四山東部：平成26年度（10年）	法適 ^{※1} （全部適用・一部適用）非適の区分	一部適用
処理区域内 人口密度	15人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	7 処理区		
処理場数	7 処理場		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況 ^{※2}	使用料徴収事務を海部南部水道企業団に委託している。		

※1 「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用していない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

※2 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道事業・農業集落排水事業及び浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

(2) 使用料（税抜き）

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 1 使用月につき10m ³ まで1,000円 超過使用料 排除汚水量 10m ³ を超える場合 1 m ³ につき120円		
併用住宅用使用料体系の概要・考え方 ^{※3}	基本使用料 1 使用月につき10m ³ まで2,000円 超過使用料 排除汚水量 10m ³ を超える場合 1 m ³ につき120円		
業務用使用料体系の概要・考え方	併用住宅用使用料体系と同じ		
条例上の使用料 ^{※4} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,200円	実質的な使用料 ^{※5} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,443円
	令和4年度 2,200円		令和4年度 2,454円
	令和5年度 2,200円		令和5年度 2,459円

※3 「併用住宅」とは、一般家庭と業務用と区別し難い建物を指す。

※4 「条例上の使用料」とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※5 「実質的な使用料」とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む。）をいう。

(3) 組織

職 員 数	9人 (公共下水道事業と農業集落排水事業を運営している。)
事業運営組織	建設部下水道課 (令和2年度に経営管理グループを施設管理グループと業務グループに分割し業務配分の見直しを行っている。)

1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場・管渠・中継ステーション等の維持管理業務を民間委託している(7処理場)。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定のため、指定管理者制度については、未検討である。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、PPP・PFIについても検討していく。
資産活用の状況	ア エネルギー利用※6 (下水熱・下水汚泥・発電等)	エネルギー利用に有効な施設がないため未検討である。
	イ 土地・施設等利用※7 (未利用土地・施設の活用等)	活用する土地・施設がないため未検討である。

※6 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた収入増につながる取組を指す。

※7 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組を指す。(単純な売却は除く。)

1－3 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 令和4年度決算経営比較分析表（農業集落排水事業）

経営比較分析表（49頁参照）においては、経常収支比率、経費回収率等、計11点の経営指標が整理されています。ここでは、本市が該当する11点の経営指標により、経営状況を示します。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均及び類似団体※⁸平均を用いて実施しました。

※8 総務省にて地方公共団体を供用開始後年数にて分類。本市と同じ分類は621団体。

愛知県内では本市以外に14団体で、以下のとおりである。

岡崎市、豊川市、豊田市、安城市、犬山市、小牧市、稲沢市、新城市、日進市、愛西市、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町

表2-1 類似団体分類表

供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数	備考
30年以上	F1	246	
15年以上	F2	621	弥富市含む
15年未満	F3	8	
合 計		875	

（１）経営の健全性・効率性

ア 経常収支比率

当該指標は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となる必要があります。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

本市の経常収支比率は99.71%と、全国平均や類似団体平均、本市の公共下水道事業を下回っています。経費回収率が低く（オ 参照）、一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、経常収益の増加（適正な使用料設定）、経常費用の縮減により、経費回収率の向上を図る必要があります。

なお、令和4年度決算において、収益的収支における繰入金合計127,254千円のうち、基準内が79,716千円（63%）、基準外が47,538千円（37%）となっています。

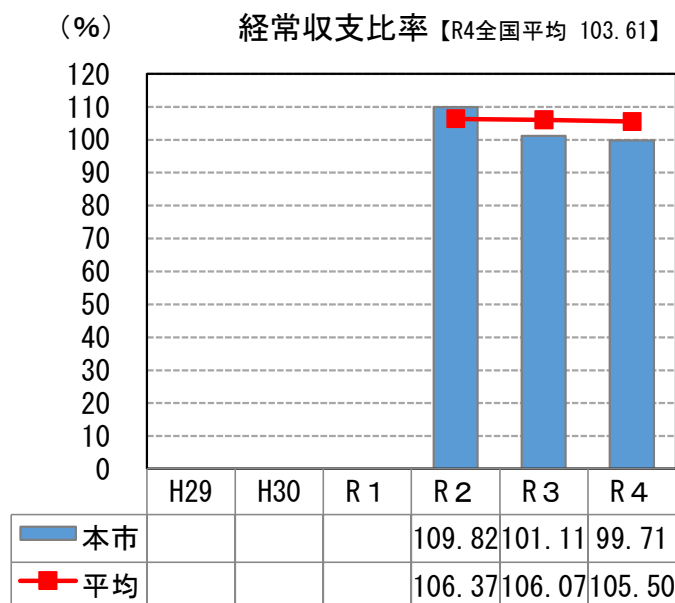


図2-1 経常収支比率の推移

※9 地方公営企業法の適用前である R1 以前については、収益的収支比率という別の指標となるため、ここでは地方公営企業法の適用後である R2 以降について示す。

※10 図中の「平均」は、類似団体区分 F2 に属する 621 団体の平均値を表す（次頁以降も同様）。

※11 全国平均値（F2 以外の区分も含む）については、図中で【R4 全国平均】と示す（次頁以降も同様）。

イ 累積欠損金比率

当該指標は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。当該指標については、累積欠損金が発生していないことを表す0％であることが求められます。

$$\text{累積欠損金比率} = \text{当年度末処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$$

本市の農業集落排水事業においては、令和4年度に単年度赤字となり、累積欠損金が計上されました。投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上等による経営改善に取り組み、黒字化を目指す必要があります。

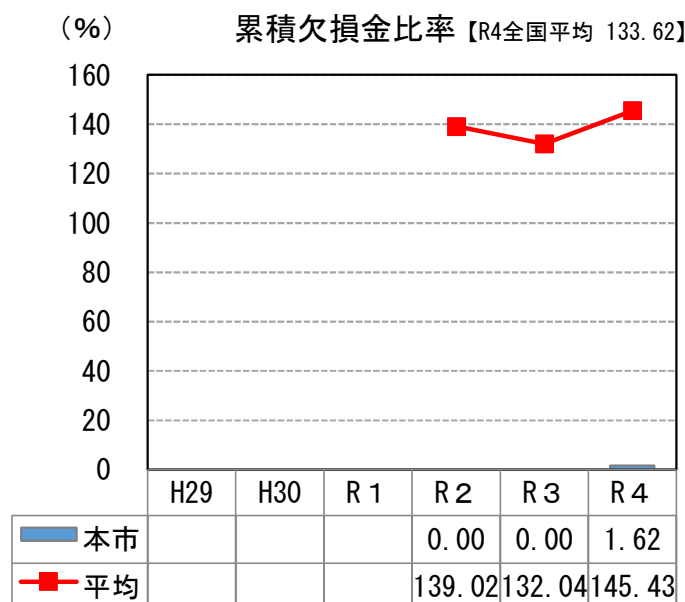


図2-2 累積欠損金比率の推移

ウ 流動比率

当該指標は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標については、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

本市の流動比率は47%程度であり、全国平均や類似団体平均を上回っているものの、企業債償還の財源を繰入金に依存しており、現金化できる資産が無いことが要因として考えられますが、将来、企業債償還金の減少に伴い流動負債も減少し、流動比率の改善が見込まれます。また、使用料増収等の支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

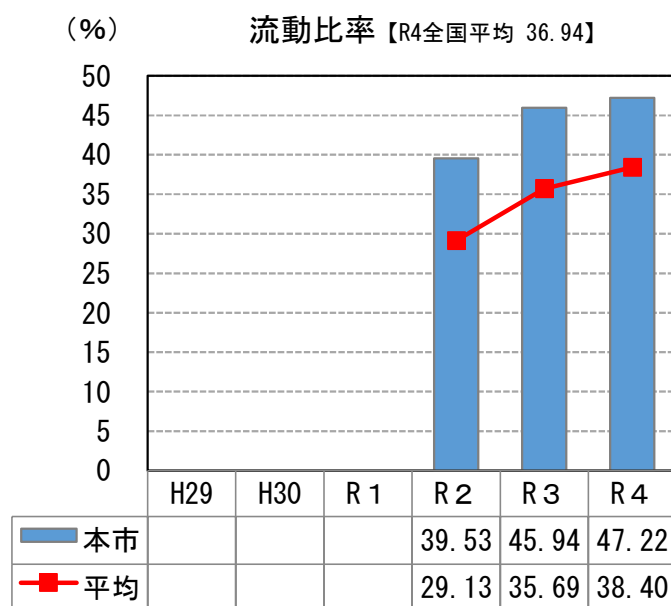


図2-3 流動比率の推移

エ 企業債残高対事業規模比率

当該指標は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標の明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = (\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{参考：企業債残高対事業規模比率(法適用前)} \\ = \text{地方債現在高合計} / \text{営業収益} \times 100 \end{array} \right)$$

本市の企業債残高対事業規模比率は、法適用後に減少傾向を示しており、令和4年度においては720%程度となっています。これは、全国平均や類似団体平均、本市公共下水道事業の1,123.77%を大きく下回っています。

本市の農業集落排水整備は完了しており、かつ事業を開始した平成5年度より30年程度が経過しています。これらを踏まえ、今後、企業債の償還額が減少傾向となり、かつ使用料改定に伴い使用料収入が増加する場合、当該指標は年々低減していく見込みです。

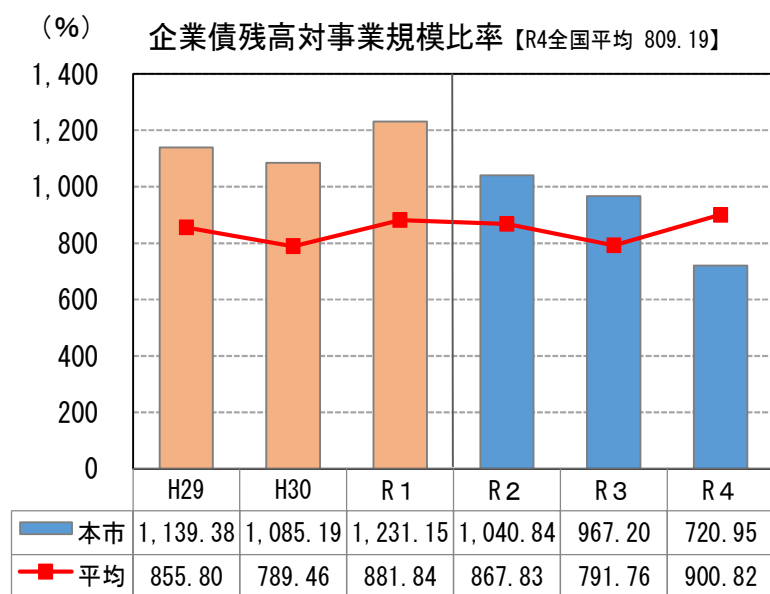


図2-4 企業債残高対事業規模比率の推移

※12 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。
(法適用前のR1以前を橙色で示す(次頁以降も同様)。)

オ 経費回収率

当該指標は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上となる必要があります。

$$\text{経費回収率} = \text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費（公費負担分※13を除く）} \times 100$$

本市の経費回収率は減少傾向にあり、令和4年度において56.75%となっており、類似団体平均を上回っている一方、全国平均を下回っています。また、本市公共下水道事業の89.75%よりも低いです。なお、法適用前後で汚水処理費の対象経費が異なるため、令和元年度以前と令和2年度以降に差が生じています。

今後、将来的な人口減少に伴う使用料収入の減少、維持管理費等の高騰が想定される中、経費回収率向上のため、経費削減とともに、使用料改定や水洗化率の向上による使用料収入の確保が望まれます。

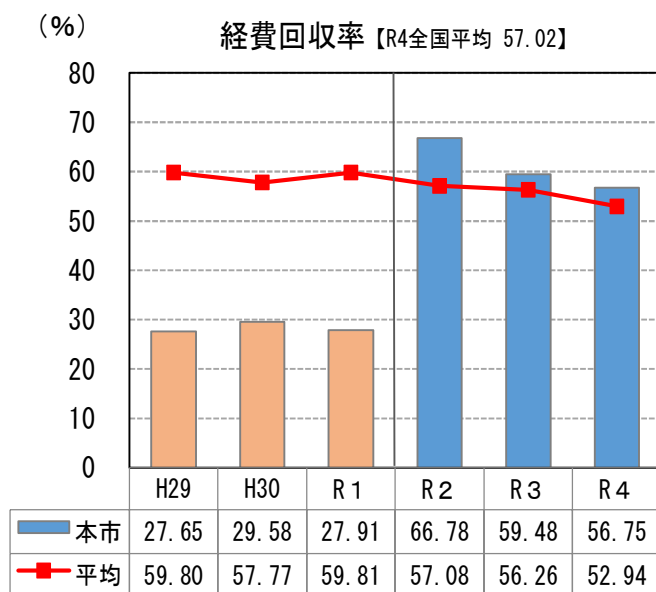


図2-5 経費回収率の推移

※13 公費負担分とは、地方公営企業の繰出基準に基づく基準内繰入額を指す。分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費等の基準がある。

※14 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。

カ 汚水処理原価

当該指標は、有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標の明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \div \text{年間有収水量}$$

本市の汚水処理原価は、法適用前において減少傾向を示し、法適用後の令和2年度より上昇し、令和4年度においては216.19円/m³となっています。法適用前後で汚水処理費の対象経費が異なるため、令和元年度以前と令和2年度以降に差が生じています。また、令和4年度においては、全国平均や類似団体平均を下回っています。

本市の農業集落排水整備は完了しており、汚水処理原価の低減のためには、有収率の向上が必要となります。具体的には、不明水削減等による維持管理費の縮減、下水道（農業集落排水）PR等の継続により水洗化率を向上させて有収水量を確保する必要があります。特に十四山西部・十四山東部処理区においては、供用開始からの経過年数が比較的短く、水洗化率が上昇傾向にあるため、今後、水洗化率の伸びが期待されます。

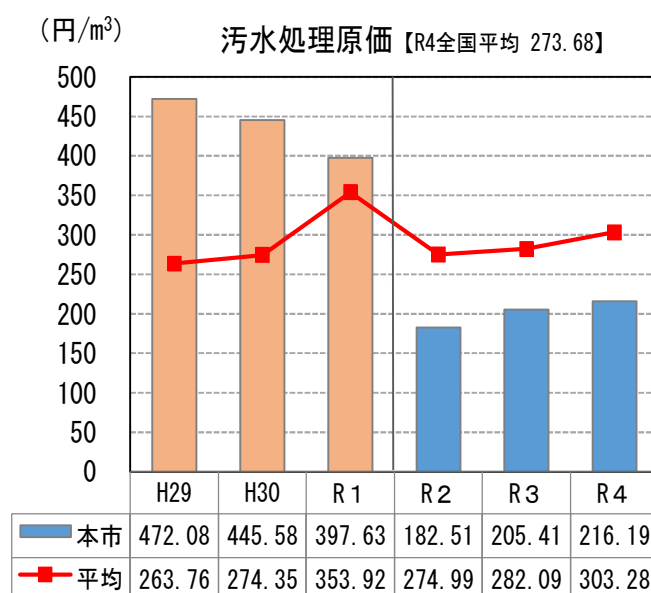


図2-6 汚水処理原価の推移

※15 算定対象経費の内容が異なるため、法適用前後で一概に比較できない。

キ 施設利用率

当該指標は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

当該数値の明確な数値基準は無いが、一般的には高い数値であることが望まれます。

$$\text{施設利用率} = \text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力} \times 100$$

本市の施設利用率は、42～45%程度を推移しています。令和4年度では、晴天時一日平均処理水量1,451m³/日に対し、晴天時現在処理能力3,450m³/日であり、施設利用率は42.06%となっています。これは、全国平均や類似団体平均値を下回っています。

処理能力の半分程度の活用ではありますが、今後の処理水量の大幅な増加は考えにくく、引き続き安定的な運転管理が求められます。また、処理水量の削減のため不明水の調査等が必要となります。

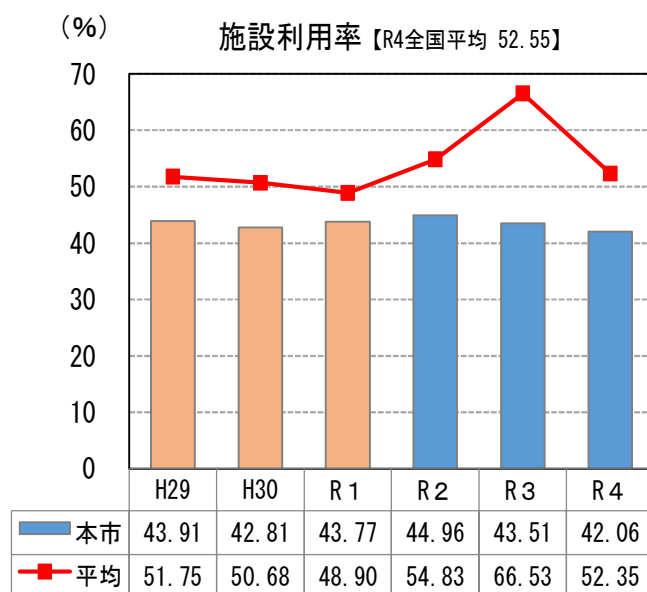


図2-7 施設利用率の推移

ク 水洗化率

当該指標は、現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して下水道を利用している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

本市の水洗化率は上昇傾向にあり、令和4年度において84.35%となっており、全国平均や類似団体平均と同等となっています。公共下水道については平成14年度の事業着手であるのに対し、農業集落排水については平成5年度の事業着手と比較的早く、公共下水道の水洗化率49.40%よりも高くなっています。100%を目指し、引き続き市民への下水道（農業集落排水）PR等の継続により、水洗化率の向上が望まれます。特に十四山西部・十四山東部処理区においては、供用開始からの経過年数が比較的短く、水洗化率が上昇傾向にあるため、今後、水洗化率の伸びが期待されます。

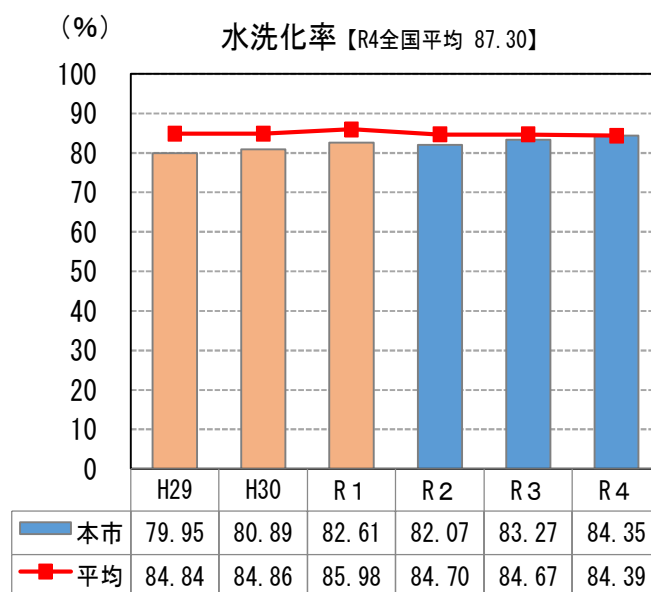


図2-8 水洗化率の推移

(2) 老朽化の状況

ア 有形固定資産減価償却率

当該指標は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を示しています。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

本市の農業集落排水事業は、平成5年度に事業着手しており、平成10年度には十四山北部地区83ha、平成11年度には弥富北西部地区55ha、平成13年度には広大海地区36ha、平成14年度には鍋田地区37ha、平成15年度には十四山南部地区66ha、平成20年度には十四山西部地区99ha、平成25年度には十四山東部地区69haの管渠整備が完了し、翌年度に供用開始しています。令和6年現在で整備開始より30年程度が経過しており、法定耐用年数50年を超えた管渠は無いため、管渠老朽化率は0%となっています。

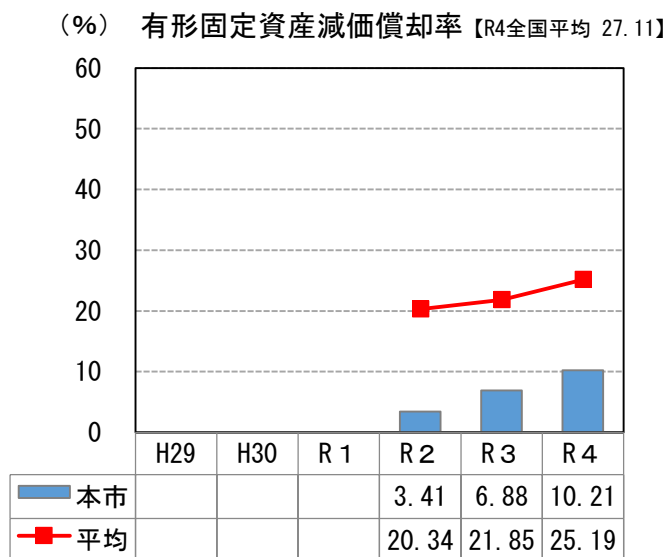


図2-9 有形固定資産減価償却率の推移

イ 管渠老朽化率

当該指標は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体との比較等で自団体の置かれている状況を把握し、適切な数値となっているか、確認が必要となります。

$$\text{管渠老朽化率} = \text{法定耐用年数を経過した管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$$

本市の有形固定資産減価償却率は10.21%となっており、全国平均や類似団体平均を下回っています。また、本市公共下水道事業の5.57%を上回っています。

本市では令和2年度に法適用したばかりであり、帳簿原価(令和元年度末価額)に対する減価償却累計額の割合が小さくなっています(図2-9参照)。今後は減価償却累計額が年々増加し、将来の改築(更新・長寿命化)が必要な資産が多くなっていくと予想されます。

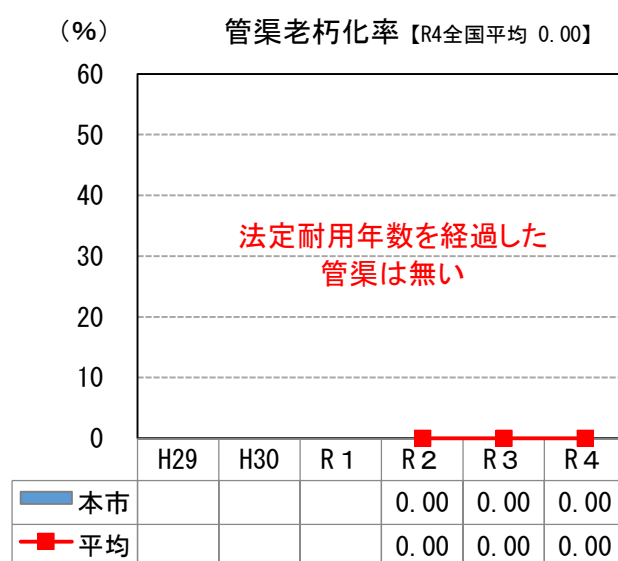


図2-10 管渠老朽化率の推移

ウ 管渠改善率

当該指標は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、数値が2 %の場合、すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$$

本市では管渠整備の開始より30年程度が経過しており、法定耐用年数50年を超えた管渠はないことから、管渠老朽化率は0 %（改善した管渠なし）となっています。今後は、経年による管渠の老朽化に伴い、管渠改善率の増加が予想されるため、最適整備構想に基づいた計画的かつ効率的な点検・調査、改築・修繕を図る必要があります。

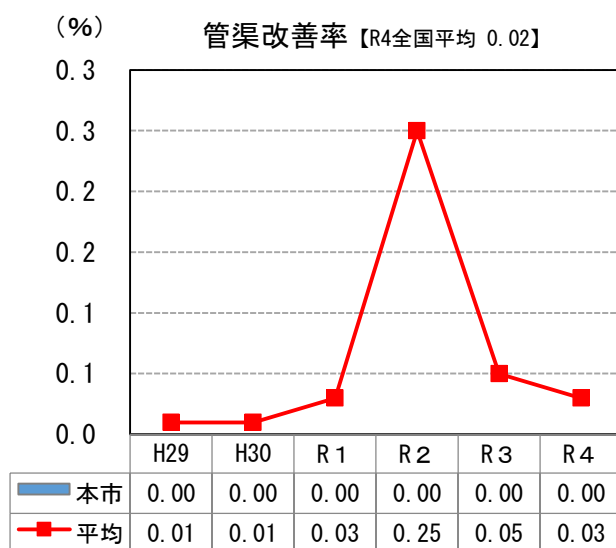
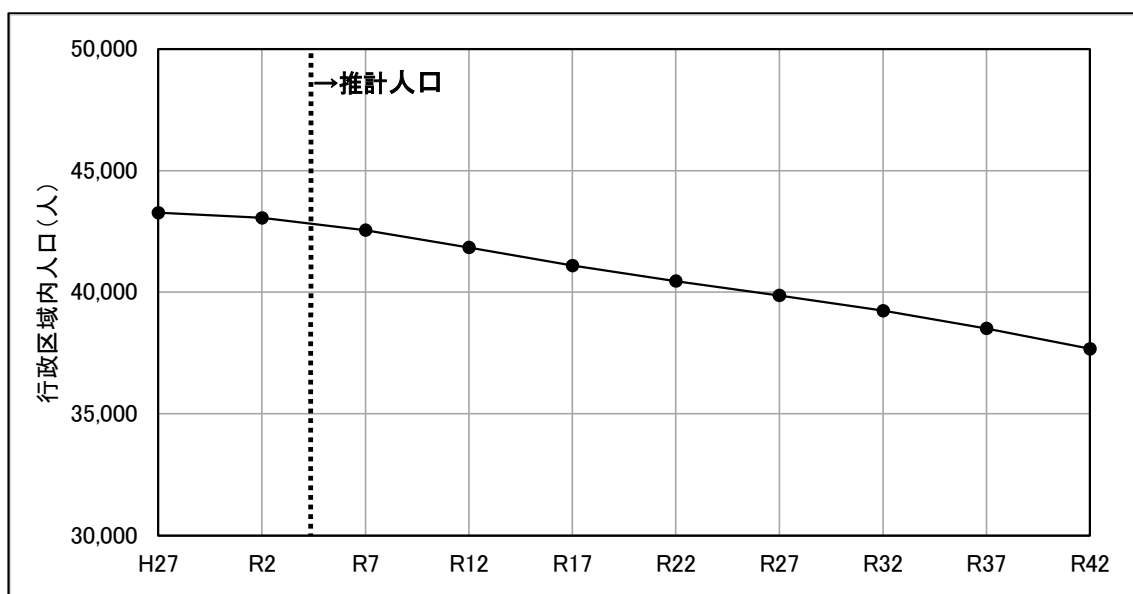


図2-11 管渠改善率の推移

2 将来の事業環境

2-1 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「弥富市人口ビジョン 令和6年3月」による推計人口を採用しました。この推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に施策効果を見込んで推計したもので、第2次弥富市総合計画に採用した推計人口です。この推計は、現況値より減少を続ける推計となっており、令和7年に42,551人である人口は、令和17年には41,099人となり、10年間で1,450人程度減少する推計結果となっています。



出典)「弥富市人口ビジョン 令和6年3月」

図2-12 行政区域内人口推計結果

表2-2 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績		推計							
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人口(人)	43,269	43,059	42,551	41,845	41,099	40,460	39,867	39,242	38,504	37,674
倍率(R2年=1)	-	1.000	0.988	0.972	0.954	0.940	0.926	0.911	0.894	0.875

2-2 施設の見通し

(1) 管渠

農業集落排水の管渠整備は完了しており、今後の整備予定はありません。

(2) 処理場

処理場についても整備は完了しており、今後の新たな整備予定はありません。

現在、改築事業（令和5年度より機能強化工事を実施）に着手済みです。

農業集落排水事業における機能強化工事の年度ごとの概算事業費を以下に示します。

表2-3 農業集落排水機能強化工事の概算事業費

(百万円)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
更新費用等 ※16	弥富北西部	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0
	広大海	0	0	0	8	100	0	0	0	0	0
	鍋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十四山北部	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0
	十四山南部	62	53	0	0	0	0	0	0	0	0
	十四山西部	46	28	0	0	0	0	0	0	0	0
	十四山東部	0	0	8	99	100	0	0	0	0	0
	職員給与費	6	6	6	7	7	0	0	0	0	0
	計	114	87	14	114	223	0	0	0	0	0

※16 設計費を含む。

※17 物価上昇を考慮する。

2-3 有収水量の予測

有収水量は、接続人口の増加及び人口減少の要因により微減を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- (1) 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- (2) 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に85%から88%へ上昇するものとして算定しました。
- (3) 流入汚水量は、1人当たりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値としました。
- (4) 有収水量は、流入汚水量と有収率（令和5年度実績）を基に算定しました。

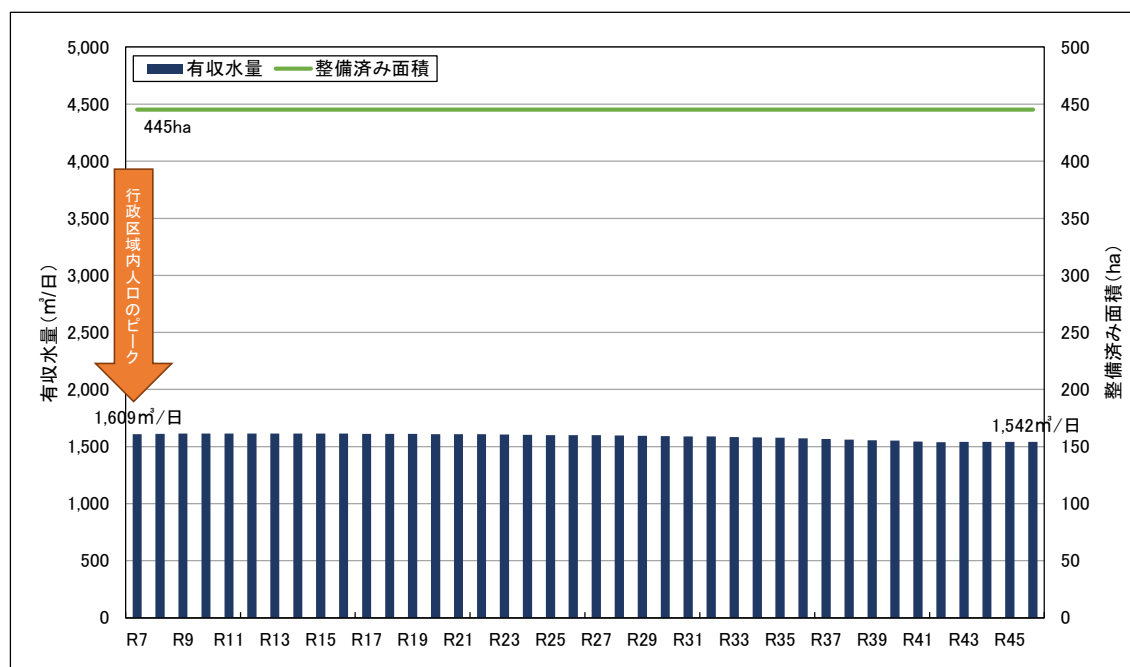


図2-13 有収水量と整備面積の予測結果

2-4 水洗化率と使用料収入の見通し

水洗化率はこれまで順調に増加し、令和4年度で84%に達しました。今後も増加を続けることで、目標年度である令和16年度で88%程度になると推定しました。使用料収入は、人口減少に伴い減少する見通しです。

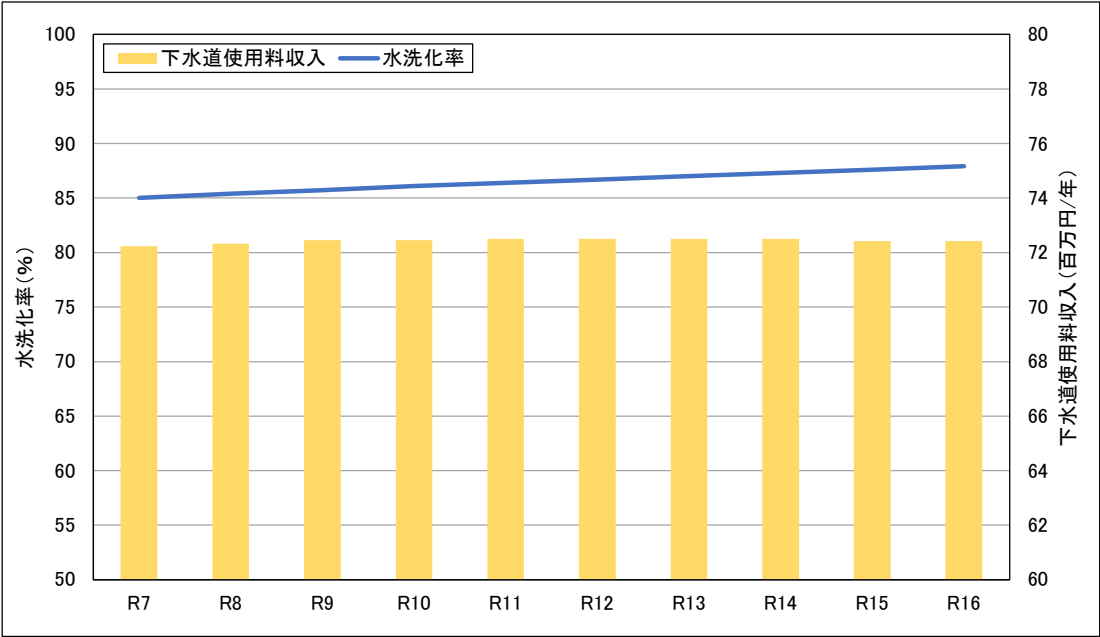


図2-14 水洗化率と使用料収入の予測結果

2-5 組織の見通し

下水道課は9人の職員で公共下水道事業と農業集落排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

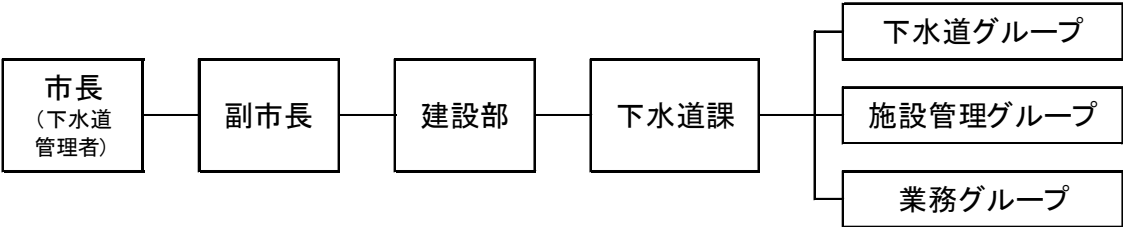


図2-15 下水道課組織図

3 経営の基本方針

全国的な人口減少傾向の中で、今後は本市の人口も減少する見込みです。農業集落排水の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」「農村地域における資源循環」を持続させるため、適正かつ計画的な経費節減と使用料収入の確保を基本方針とします。

3-1 農業集落排水の役割

農業集落排水の役割は、大きく分けて2つあります。

公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すことにより、清潔で衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川や海の水質が保全できます。

3-2 計画的で安定した農業集落排水事業の推進

上記の役割を計画的に安定して果たすために、本市農業集落排水では次の目標を掲げます。

施設の老朽化対策	施設の機能強化を行い、老朽化した施設について、改築更新を進めます。
----------	-----------------------------------

4 投資・財政計画（収支計画）

4-1 投資・財政計画（収支計画）

（1）経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率の向上	農業集落排水事業は本市の発展に大きく貢献するものであり、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきましたが、公共下水道事業に比べ事業規模が小さいことから、令和4年度の経費回収率は約57%と、比較的低い割合となっています。また、計画期間内は50%程度で推移する見込みとなっています。 公営企業である農業集落排水事業は、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理及び建設投資と適正な使用料収入による運営が求められていること等を踏まえ、更なる向上に努めます。
水洗化率の向上	本市の農業集落排水事業の水洗化率は順調に伸びており、令和5年度で84%程度に達しています。今後も上昇を続け、計画期間内には88%程度になると予測しています。長期的にも、水洗化率の更なる向上に努めます。
他会計繰入金の抑制	農業集落排水事業はその公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金（基準外繰入）の抑制に努めます。

（2）投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」を、62、63頁に示します。

4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用（建設改良費）と、企業債償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費	機能強化工事（最適整備構想）の費用及び職員給与費を計上しています。別途（表2-3参照）、全処理区にて機能強化工事が予定されています。
企業債償還金	令和6年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費及び償還元金の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については、以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料（使用料収入）	有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。
国（県）補助金	国（県）による補助金が見込める事業（主に建設事業）に関しては、補助金を見込んでいます。
加入分担金	管渠の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を加入分担金として負担していただきますが、整備は完了しているため、見込み額は0としています。
他会計繰入金	一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。
長期前受金戻入	固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定に当たって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

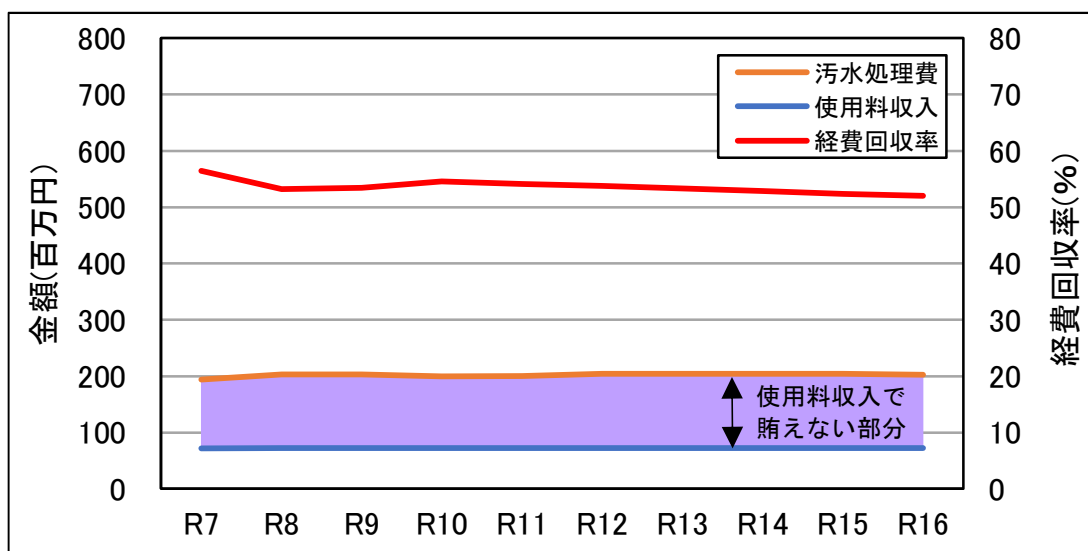
営業費用（職員給与費）	整備は完了していますが、機能強化工事に伴い資本的支出及び収益的支出への計上を行っています。職員数の増減は予測が困難ですが、実績平均値により将来値を推計しています。
営業費用（その他）	主に施設の維持管理費を計上しています。汚水処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量当たりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来値を推計しています。
減価償却費	減価償却費は、建物や機械設備等の長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用として配分して算出しています。 減価償却費についても、企業債償還金と同様に令和6年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和7年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した投資・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、投資・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

（1）経費回収率の推移

農業集落排水事業における計画期間内の経費回収率は、50%程度となります。経費回収率は使用料収入を污水处理費^{※18}（污水資本費＋維持管理費）で除して算定していますが、この污水处理費からは、一般会計から繰り入れる費用である公費負担分を除いています。この繰り入れる費用は、総務省による繰出基準に基づいた基準内繰入金となっています。本市では各処理区で処理施設を有していることもあり、污水处理費が割高になっていると考えられます。



※18 経費回収率算定における污水处理費は、公費負担分を除く金額である。

図2-16 経費回収率の予測結果

(2) 建設改良費と企業債償還金の推移

農業集落排水事業は整備が完了していますが、今後は機能強化工事を予定しています。企業債償還金については、計画年次以降も減少を続ける見込みです。

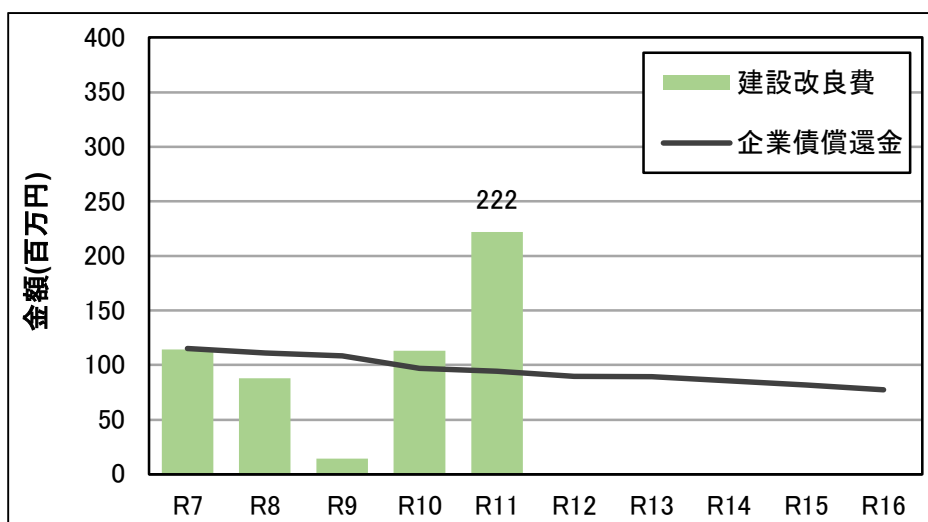


図2-17 建設改良費と企業債償還金の予測結果

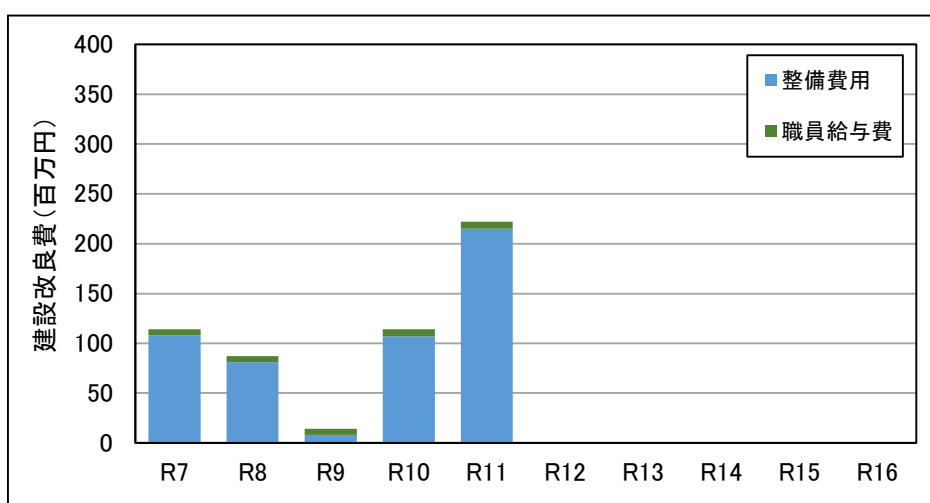


図2-18 建設改良費の内訳

(3) 他会計繰入金の推移

本計画における他会計繰入金は、毎年130百万円程度で推移しており、令和8年度にピークを迎えた後は緩やかな減少傾向となる見込みです。

使用者負担の原則によれば、収益的収支において、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、農業集落排水事業は、企業債償還金の増大による収支の不足分を他会計繰入金で補っているのが現状です。なお、企業債償還金の元金は資本的支出、利子は収益的支出に計上されます。

資本的収支においては、整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。

しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト縮減や使用料収入の確保に努めます。

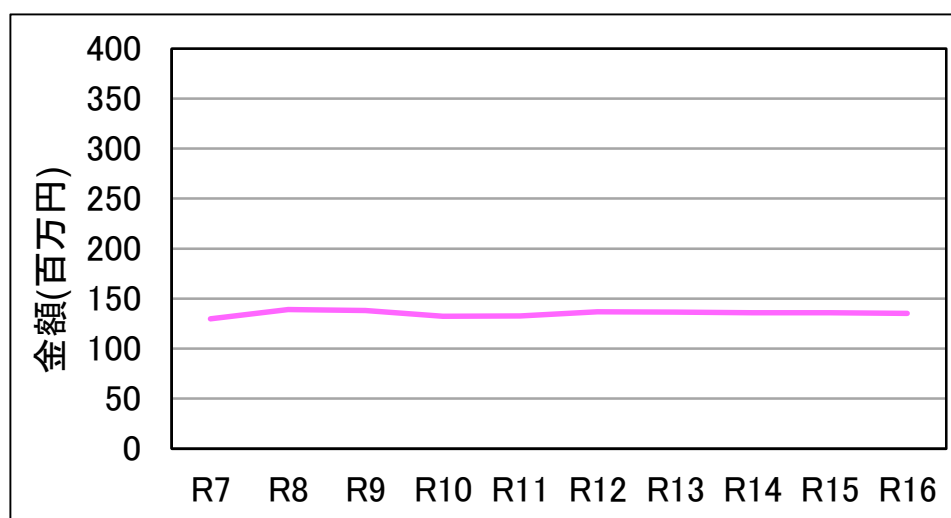


図2-19 他会計繰入金の予測結果

表2-4 他会計繰入金の予測結果

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道事業 (百万円)	276	298	293	302	310	318	325	333	340	348
農業集落排水事業 (百万円)	130	139	138	132	133	137	137	136	136	135
合計 (百万円)	406	437	431	434	443	455	462	469	476	483

(2) 建設改良費と企業債償還金の推移、(3) 他会計繰入金の推移及び維持管理費の各項目をまとめた図を次頁に示します。計画期間内において、機能強化工事に伴い各投資の増減はあるものの、企業債償還金や他会計繰入金は減少していく見込みです。

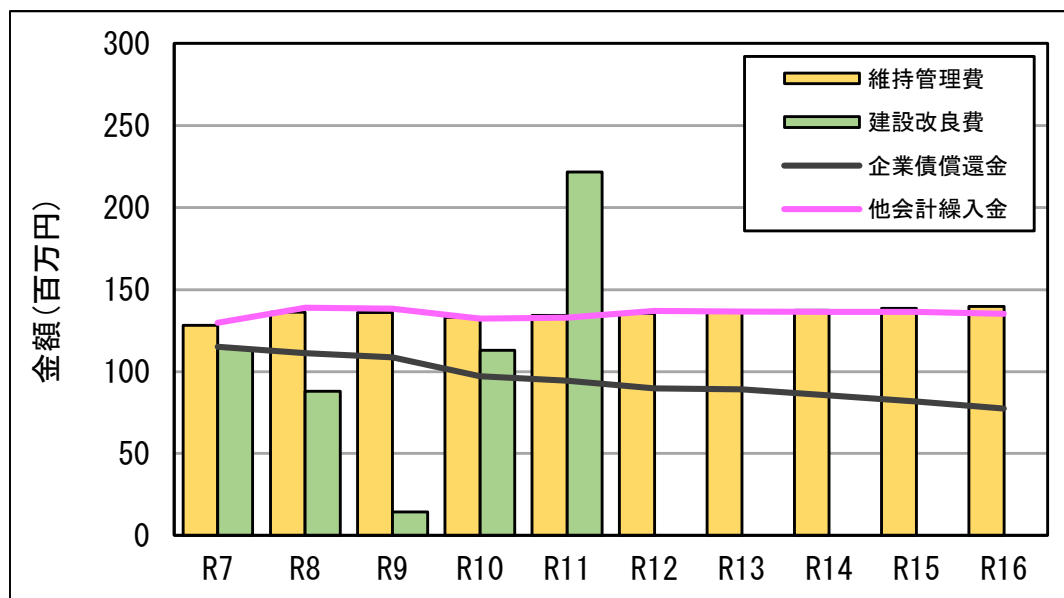


図2-20 各項目の推移

区 分		年 度												(単位:千円、%)
		本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度		
収 入	1. 営 業 収 入 (A)	71,579	72,236	72,326	72,461	72,461	72,505	72,505	72,505	72,505	72,505	72,416	72,416	
	(1) 料 金 収 入 (B)	71,579	72,236	72,326	72,461	72,461	72,505	72,505	72,505	72,505	72,505	72,416	72,416	
収 入	(2) 受 託 工 事 収 入 (C)													
	(3) そ の 他 (D)													
収 入	2. 営 業 外 収 入 (E)	325,360	308,042	321,422	324,795	321,196	320,507	326,130	320,842	318,320	317,954	313,229	313,229	
	(1) 補 助 金 (F)	144,106	126,469	135,689	135,903	131,872	132,686	136,891	136,562	136,233	136,220	135,047	135,047	
収 入	(2) 補 助 金 (G)	144,106	126,469	135,689	135,903	131,872	132,686	136,891	136,562	136,233	136,220	135,047	135,047	
	(3) そ の 他 (H)													
収 入	(4) 経 常 収 入 (I)	181,254	181,553	185,733	188,892	189,324	187,821	189,239	184,280	182,087	181,734	178,182	178,182	
	(5) 経 常 収 入 (J)	398,939	380,278	393,748	397,256	393,657	393,012	398,635	393,347	390,825	390,370	385,845	385,845	
収 入	(6) 経 常 収 入 (K)	373,011	359,027	373,183	377,474	374,931	374,855	380,448	376,305	374,904	375,529	371,820	371,820	
	(7) 経 常 収 入 (L)	8,117	7,336	7,476	7,539	7,602	7,665	7,728	7,791	7,854	7,917	7,880	7,880	
収 入	(8) 経 常 収 入 (M)	7,553	6,766	6,906	6,969	7,032	7,095	7,158	7,221	7,284	7,347	7,410	7,410	
	(9) 経 常 収 入 (N)	564	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	
収 入	(10) 経 常 収 入 (O)	124,171	120,914	128,722	128,339	125,380	126,437	127,476	128,516	129,556	130,561	131,598	131,598	
	(11) 経 常 収 入 (P)	28,602	24,469	24,968	25,228	25,438	25,667	25,878	26,089	26,300	26,476	26,686	26,686	
収 入	(12) 経 常 収 入 (Q)	3,039	3,230	3,292	3,319	3,347	3,375	3,403	3,430	3,458	3,486	3,513	3,513	
	(13) 経 常 収 入 (R)	227	132	135	136	137	138	139	140	141	143	144	144	
収 入	(14) 経 常 収 入 (S)	92,303	93,083	100,327	99,658	96,458	97,257	98,056	98,857	99,657	100,456	101,255	101,255	
	(15) 経 常 収 入 (T)	240,723	230,777	236,965	241,596	241,949	240,753	245,244	239,998	237,494	237,051	232,342	232,342	
収 入	(16) 経 常 収 入 (U)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(17) 経 常 収 入 (V)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(18) 経 常 収 入 (W)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(19) 経 常 収 入 (X)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(20) 経 常 収 入 (Y)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(21) 経 常 収 入 (Z)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(22) 経 常 収 入 (AA)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(23) 経 常 収 入 (AB)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(24) 経 常 収 入 (AC)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(25) 経 常 収 入 (AD)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(26) 経 常 収 入 (AE)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(27) 経 常 収 入 (AF)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(28) 経 常 収 入 (AG)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(29) 経 常 収 入 (AH)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(30) 経 常 収 入 (AI)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(31) 経 常 収 入 (AJ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(32) 経 常 収 入 (AK)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(33) 経 常 収 入 (AL)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(34) 経 常 収 入 (AM)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(35) 経 常 収 入 (AN)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(36) 経 常 収 入 (AO)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(37) 経 常 収 入 (AP)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(38) 経 常 収 入 (AQ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(39) 経 常 収 入 (AR)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(40) 経 常 収 入 (AS)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(41) 経 常 収 入 (AT)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(42) 経 常 収 入 (AU)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(43) 経 常 収 入 (AV)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(44) 経 常 収 入 (AW)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(45) 経 常 収 入 (AX)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(46) 経 常 収 入 (AY)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(47) 経 常 収 入 (AZ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(48) 経 常 収 入 (BA)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(49) 経 常 収 入 (BB)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(50) 経 常 収 入 (BC)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(51) 経 常 収 入 (BD)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(52) 経 常 収 入 (BE)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(53) 経 常 収 入 (BF)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(54) 経 常 収 入 (BG)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(55) 経 常 収 入 (BH)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(56) 経 常 収 入 (BI)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(57) 経 常 収 入 (BJ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(58) 経 常 収 入 (BK)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(59) 経 常 収 入 (BL)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(60) 経 常 収 入 (BM)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(61) 経 常 収 入 (BN)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(62) 経 常 収 入 (BO)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(63) 経 常 収 入 (BP)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(64) 経 常 収 入 (BQ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(65) 経 常 収 入 (BR)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(66) 経 常 収 入 (BS)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(67) 経 常 収 入 (BT)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(68) 経 常 収 入 (BU)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(69) 経 常 収 入 (BV)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(70) 経 常 収 入 (BW)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(71) 経 常 収 入 (BX)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(72) 経 常 収 入 (BY)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(73) 経 常 収 入 (BZ)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
収 入	(74) 経 常 収 入 (CA)	19,312	16,880	15,860	15,015	14,002	13,441	13,403	12,322	11,231	10,157	9,097	9,097	
	(75) 経 常 収 入 (CB)	19,3												

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度												(単位:千円)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 支	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和15年度	令和16年度	
		1. 企業費平準化債のうち資本質平準化債	2. 他会計出資金	3. 他会計補助金	4. 他会計負担金	5. 他会計借入金	6. 国(都道府県)補助金	7. 固定資産売却代金	8. 工事負担金	9. その他の収入	(A)のうちの翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)の収入			1. 建設改良費
資本的収入	資本的支出	113,000	90,389	75,706	46,020	71,251	107,687	20,389	21,182	18,928	16,256	14,235			
		35,000	49,300	44,074	40,874	30,520	27,915	20,389	21,182	18,928	16,256	14,235			
		30,894	3,274	3,290	2,400	490	224								
		134,460	73,048	56,236	9,149	72,411	141,817								
		750													
		279,104	166,711	135,232	57,569	144,152	249,728	20,389	21,182	18,928	16,256	14,235			
資本的収入	資本的支出	279,104	166,711	135,232	57,569	144,152	249,728	20,389	21,182	18,928	16,256	14,235			
		215,943	114,137	87,868	14,295	113,142	221,589								
		6,578	6,288	6,408	6,462	6,516	6,570								
		101,702	98,524	95,306	93,578	83,145	80,847	76,394	76,900	74,335	71,573	68,395			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	317,645	212,661	183,174	107,873	196,287	302,436	76,394	76,900	74,335	71,573	68,395			
		38,541	45,950	47,942	50,304	52,135	52,708	56,005	55,718	55,407	55,317	54,160			
		59,469	49,224	51,232	52,704	52,625	52,932	56,005	55,718	55,407	55,317	54,160			
		7,042	3,438	2,577	250	3,658	7,232								
		66,511	52,662	53,809	52,954	56,283	60,164	56,005	55,718	55,407	55,317	54,160			
		△ 27,970	△ 6,712	△ 5,867	△ 2,650	△ 4,148	△ 7,456								
補填財源	補填財源	1,112,354	1,104,219	1,084,619	1,037,061	1,025,167	1,052,007	996,002	940,284	884,877	829,560	775,400			

○他会計繰入金

区 分		年 度											
区 分	年 度	年 度											
		本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的収支分		144,106	126,489	135,689	135,903	131,872	132,686	136,891	136,562	136,233	136,220	135,047	
	うち基準内繰入金	79,003	66,115	67,292	67,909	66,810	66,554	69,588	68,220	66,818	65,654	63,437	
	うち基準外繰入金	65,103	60,374	68,397	67,994	65,062	66,132	67,303	68,342	69,415	70,566	71,610	
資本的収支分		30,894	3,274	3,290	2,400	490	224						
	うち基準内繰入金	3,274	3,274	3,290	2,400	490	224						
	うち基準外繰入金	27,620											
合 計		175,000	129,763	138,979	138,303	132,362	132,910	136,891	136,562	136,233	136,220	135,047	

第 3 章

共 通 編

1 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

1-1 投資についての検討状況

■広域化・共同化に関する事項

愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本市も広域化・共同化の実現に向け検討（ハード対策及びソフト対策）を行い、実現性のあるものに着手していきます。また、コミュニティ・プラント及び農業集落排水の公共下水道への接続について検討していきます。

1-2 財源についての検討状況

■使用料に関する事項

公営企業である公共下水道事業及び農業集落排水事業は、独立採算制の原則に基づき、事業を安定的かつ持続的に経営していくため、適正な使用料の設定が求められています。ただし、急激な使用料の値上げは、市民生活への負担も大きいため、十分に精査し慎重に進める必要があると考えています。

本経営戦略では収支ギャップ改善施策として、使用料収入を複数パターン想定し、複数案の投資財政計画の検討を行いました。本検討結果を踏まえ、今後は使用料の見直しについても検討していきます。

今回策定の投資財政計画の結果、経費回収率は公共下水道事業が100%以上、農業集落排水事業が50%程度になると推計しました。農業集落排水事業については類似団体の令和4年度平均値（公共下水道事業が約87%、農業集落排水事業が約53%）と同等ですが、100%を目指して努力していきます。

■その他の取組

市からの繰入金には基準内繰入金と基準外繰入金がありますが、このうち公費で負担すべきでない基準外繰入金の解消に努めます。

1-3 投資以外の経費についての検討状況等

■民間活力の活用に関する事項

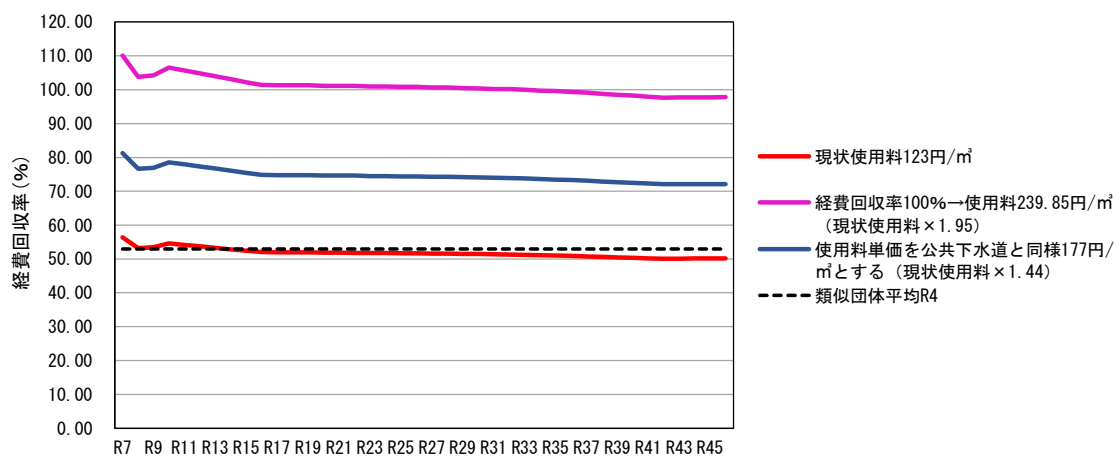
広域化・共同化の検討の中で民間活力を活用できる業務について、費用対効果を考慮し検討していきます。

■動力費に関する事項

老朽化する施設の維持管理を安定的に行うため、機能強化に伴い省エネ機器を選定する等、ライフサイクルコストを考慮しながら、コスト縮減に努めます。

2 農業集落排水事業における経費回収率向上のための使用料改定の試算

農業集落排水事業の経費回収率^{※1}は、現状使用料では 50%程度です。そこで、経費回収率を向上させるため、単純にその年度の使用料収入を増額する試算を行ったところ、経費回収率を 100%程度とするためには、現状使用料単価 (123 円/㎡)^{※2}の 1.95 倍 (240 円/㎡) まで値上げする必要があるという結果になりました。また、公共下水道事業と同様の単価 (177 円/㎡) とした場合でも、経費回収率は 75%程度までしか上がらない結果となりました。



※1 経費回収率算定における汚水処理費は、公費負担分を除く金額である。

※2 ここで示す現状の単価は、過年度の使用料収入の総額を有収水量の総量で除したものである。

図 3-1 経費回収率の試算結果（農業集落排水）

⇒ 経費回収率の視点で整理した結果、農業集落排水事業は使用料改定による収入増では経営が十分に改善されないと想定されます。その改善方法の一案として、将来においてスケールメリットのある下水道への編入等の対策の可能性についても検討していきます。ただし、汚水適正処理構想、広域化・共同化計画及び日光川下流域の関連市町との調整が必要となります。

3 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定・改定ガイドラインにおいて、「毎年度、進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに改定していくことが必要」とされており、本市においてもこれに準拠します。見直し時点においては、物価上昇率や企業債利率の設定について、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等の影響を考慮して再度検討します。

ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。改定に当たっては、各種経営指標の達成度を検証・評価するものとします。

4 用語解説

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰出基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性等から独自に繰入する基準外繰入金がある。
S D G s	S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標
汚水資本費	管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m³ 当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。 ※汚水処理費の対象経費 法適用前：地方債等利息＋地方債償還金 法適用後：企業債利息＋減価償却費
か行	
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水を処理する浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と呼ぶ。
加入分担金 (受益者分担金)	下水道管が敷かれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く。）がどれくらいあるのかを見る比率
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰出基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。

経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。
経常収支比率	経常収益/経常費用×100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の1期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や運営・管理を一括で行うことを指す。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数（全国・地域）の作成・公表を行っている。
コミュニティ・プラント	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置され、管渠によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設
さ行	
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 (算式) 晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100%
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
資本費	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用

浄化槽	各家庭、小規模団地等にて、し尿や生活雑排水を浄化し排出するための施設
使用料	下水道事業を使用する際の利用料金
使用料単価	使用料の対象水量 1 m ³ 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 (算式) 使用料÷年間総有収水量 (円/m ³)
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して下水道に接続している人口の割合
全県域汚水適正処理構想	県内市町村全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性等を考慮して、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の各種汚水処理施設の特長を活かした整備区域を設定する構想。県内の全市町村が一斉に策定し、県が県全体の構想として取りまとめる。
た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は企業会計方式により経理が行われる。
長期前受金 (戻入)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
な行	
農業集落排水	農業地域の生活環境向上や農業用水の水質保全等を目的に、各家庭のトイレやお風呂等から出た汚水を、下水道管を通じて処理場に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流するための施設
は行	
P F I	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。P F I (Private Finance Initiative) は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法

P P P	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをP P P（Public Private Partnership：公民連携）と呼ぶ。P F Iは、P P Pの代表的な手法の一つ。水道や下水道、工業用水道等、水分野の公共施設を対象とした新しい官民連携方式をウォーターP P Pと呼び、令和5年度版P P P/P F I推進アクションプラン（内閣府）より強く促進されている
包括的民間委託	従来仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質等の一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施等、民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの削減を図る手段の一つ
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量
有形固定資産減価償却率	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100で計算され、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標
ら行	
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
流動資産	預金や受取手形等、1年以内に現金化が可能な資産
流動比率	流動資産/流動負債×100で計算され、短期的な債務に対する支払能力を表す指標
流動負債	1年以内に支払いを要する負債
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。